



# 糸満市行政経営プラン（案）

R8(2026)～R12(2030)年度

2026年3月 糸満市

目次	・ ・ ・	2
■ 1. 行政改革から「行政経営」への転換	・ ・ ・	3
■ 2. 本市の現状・課題	・ ・ ・	6
■ 3. 行政経営プランの基本的な考え方	・ ・ ・	22
■ 4. 具体的な取組内容	・ ・ ・	32

# 目次

## 1. 行政改革から「行政経営」への転換

- (1) 「行政経営」の必要性 . . . 3
- (2) これまでの行政改革の取り組み . . . 4

## 2. 本市の現状・課題

### (1) “ヒト”の状況

- ① 職員数及び人件費の推移 . . . 6
- ② 時間外勤務等の状況 . . . 8
- ③ 職員採用等の状況 . . . 9
- ④ 人口推移及び将来人口の展望 . . . 10

### (2) “モノ”の状況

- ① 公共施設等の現状と将来見通し . . . 11

### (3) “カネ”の状況

- ① 歳入・歳出決算額の推移 . . . 13
- ② 経常収入の推移 . . . 14
- ③ 一般財源等充当額の推移（性質別・目的別） . . . 17
- ④ 経常収支比率、実質公債費比率等の推移 . . . 18
- ⑤ 主要基金残高等の推移 . . . 19

### (4) “情報”活用の状況

- (5) 今後想定される大規模事業等の状況 . . . 21

## 3. 行政経営プランの基本的な考え方

- (1) プランの位置付け . . . 22
- (2) 基本理念 . . . 24
- (3) 基本方針 . . . 25
- (4) 推進期間 . . . 31
- (5) 推進体制 . . . 31
- (6) 進捗管理 . . . 31

## 4. 具体的な取組内容

- (1) 取組項目一覧 . . . 32
- (2) 実行計画 . . . 34

# 1. 行政改革から「行政経営」への転換

## (1) 「行政経営」の必要性

本市では、これまで8次にわたり行政改革大綱を策定し、職員定数・給与の適正化、組織・機構の合理化、公共施設の見直し、外郭団体の経営改善、民間委託の推進、地方債残高の圧縮等の行財政改革に積極的に取り組み、まちづくりに必要な財源等の確保に努めてきました。

しかしながら近年では、市税収入等の一般財源やふるさと応援寄附金など、歳入は毎年度増加で推移しているものの、社会保障関係費や老朽化した公共施設等の維持管理・更新等への対応、複雑・多様化する市民ニーズへの経費増などにより、確保した財源を上回る行政コストの拡大が進んでいる状況です。

このような状況を打開するため、企業戦略にも用いられる「ヒト・モノ・カネ・情報・時間」の限られた経営資源を効率的・効果的かつ最大限に活用し、これまで以上に「質」を高める取り組みを推進するため、昭和から続く行政改革大綱を「行政経営プラン」として再構築します。

# 1. 行政改革から「行政経営」への転換

## (2) これまでの行政改革の取り組み 行政改革大綱（第1次～第5次）～集中改革プラン

### 国の動き (行革関連)

- 行革関連特例法（S56）※法律上の初出
  - ・行政改革の定義
  - 「行政が所与の理念なり政策目標を最も適切かつ効果的に実施するために必要とされる制度、施策、組織体制、業務運営等の改革措置」

- 三位一体改革（H14～、小泉内閣）
  - ・国庫補助負担金の廃止・縮減
  - ・税財源の移譲
  - ・地方交付税の一体的な見直し
- 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針（H17.3.29総務事務次官通知）
  - ・行革大綱見直しと集中改革プランの公表等を地方公共団体に要請

- 行政改革推進法（H18～）
  - ・政策金融改革
  - ・独立行政法人の見直し
  - ・特別会計改革
  - ・総人件費改革 ※H17-H22比で職員数▲4.6%以上等国・地方公務員数の純減、給与制度の見直し
- 電子自治体の取り組みを加速するための10の指針（H26.3.24総務省自治財政局地域情報政策室通知）

### 本市の取り組み (第1次～第5次) (集中改革プラン)

- 糸満市行政改革推進大綱（第1次）
  - 期間：S61.3.31～H2.3.31
  - ・事務事業の見直し
  - ・組織・機構の簡素合理化
  - ・給与の適正化
  - ・定員管理の適正化
  - ・民間委託・OA化等の推進
  - ・会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化

- 糸満市行政改革大綱（第2次）
  - 期間：H2.4月～H7.2月
  - ・事務事業の見直し
  - ・組織機構の合理化
  - ・給与の適正化
  - ・定員管理の適正化
  - ・OA化等の推進
  - ・民間委託の推進

- 糸満市行政改革大綱（第3次）
  - 期間：H7.3月～H13.3月
  - ・事務事業の見直し
  - ・組織機構の合理化
  - ・給与の適正化
  - ・定員管理の適正化
  - ・OA化等の推進
  - ・民間委託の推進
  - ・通学区域の再編見直し

- 糸満市行政改革大綱（第4次）
  - 期間：H13～17年度
  - ・事務事業の見直し
  - ・時代に即した組織・機構の合理化
  - ・外郭団体の見直し
  - ・定員及び給与の適正化
  - ・人材の育成と確保
  - ・行政の情報化等行政サービスの向上
  - ・公正の確保と透明性の向上
  - ・経費の節減合理化等財政の健全化
  - ・会館等公共施設の効率的管理運営
  - ・公共工事の経費削減
  - ・広域行政の推進

- 糸満市集中改革プラン
  - 期間：H17～21年度
  - 実績：①H17-22比で職員数▲50人(▲9.98%)
    - ②管理職手当の75%削減 など
  - ・事務事業の再編・整理・廃止・統合
  - ・指定管理者制度の活用
  - ・民間委託の推進
  - ・定員管理の適正化
  - ・給与の適正化
  - ・定員管理・給与の公表
  - ・第三セクター等の見直し
  - ・経費節減等の財政効果
  - ・地方公営企業の経営健全化

- 糸満市行政改革大綱（第5次）
  - 期間：H18～22年度
  - ・行政の担うべき役割の重点化
  - ・行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
  - ・定員管理及び給与の適正化
  - ・人材育成の推進
  - ・公正の確保と透明性の向上
  - ・電子自治体の推進
  - ・自主性・自立性の高い財政運営の確保
  - ・広域行政の推進

# 1. 行政改革から「行政経営」への転換

## (2) これまでの行政改革の取り組み — 行政改革大綱（第6次～第8次）

### 国の動き

（行革、デジタル改革など）

#### ■地方行政サービス改革の推進に関する留意事項（H27.8.28総務省通知）

- ・行政サービスのオープン化・アウトソーシング化等の推進（民間委託等の推進、指定管理者制度等の活用、地独行政法人制度の活用、BPRやICTを活用した業務の見直し）
- ・自治体情報システムのクラウド化の拡大
- ・公営企業・第三セクター等の経営健全化
- ・地方自治体の財政マネジメントの強化（公共施設等総合管理計画の策定促進、地方公会計の整備促進、公営企業会計の適用の推進）
- ・PPP/PFIの拡大

#### ■デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針など（R2.12.25閣議決定）

- デジタル改革関連法（R3.5.19公布）
- デジタル庁発足（R3.9.1）
- デジタル田園都市国家構想基本方針（R4.6.7閣議決定）
- デジタル田園都市国家構想総合戦略（R4.12.23閣議決定）
- 「デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、『全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会』を目指す。」

#### ■自治体DX推進計画（第3.0版・R6.4.24改定）

- ※初版はR2.12.25策定
- ・自治体フロントヤード改革の推進
- ・自治体情報システムの標準化・共通化
- ・公金収納におけるeLTAXの活用
- ・マイナンバーカードの普及促進・利用の推進
- ・自治体のAI・RPAの利用推進 など
- 「行政改革・法令・財政担当部門は、自治体DXの必要性を十分に認識し、管理部門として、CIO・情報政策担当部門と連携強化を図りつつ、自らDXを推進していく役割を果たす。」

### 本市の取り組み （第6次～第8次）

#### ■糸満市行政改革大綱（第6次）

- 期間：H23～27年度
- ・地域協働の推進
- ・機能的な組織・機構の確立
- ・人材育成の推進
- ・歳入の確保
- ・経費の節減合理化による歳出抑制
- ・補助金の整理合理化
- ・幼保連携による有効性向上
- ・電子自治体の推進

#### ■糸満市行政改革大綱（第7次）

- 期間：H28～R2年度
- ・地域協働の推進
- ・公正の確保と透明性の向上
- ・機能的な組織・機構の確立
- ・定員適正化及び人件費の抑制
- ・人材育成の推進
- ・業務の改善と地方分権への対応
- ・歳入の確保
- ・税収入の適正化
- ・経費の節減合理化による歳出抑制
- ・補助金等の整理合理化
- ・特別会計及び扶助費対策
- ・幼保連携による認定こども園の推進
- ・電子自治体の推進

#### ■糸満市行政改革大綱（第8次）

- 期間：R3～7年度
- ・市民と行政及び市民間や団体間の連携（地域協働）
- ・透明性の高い行政運営の推進
- ・機能的な組織・機構の構築
- ・職員の定員管理及び給与制度・運用の適正化
- ・人材育成の推進
- ・持続可能な安定した行政経営
  - ↳行政のデジタル化の推進
  - ↳効率的かつ効果的な行政経営
- ・歳入
  - ↳歳入の確保
  - ↳市税の適正課税と収納強化
- ・歳出
  - ↳補助金等の適正化
  - ↳特別会計の健全化及び扶助費の適正化

## 行政経営プラン として再構築

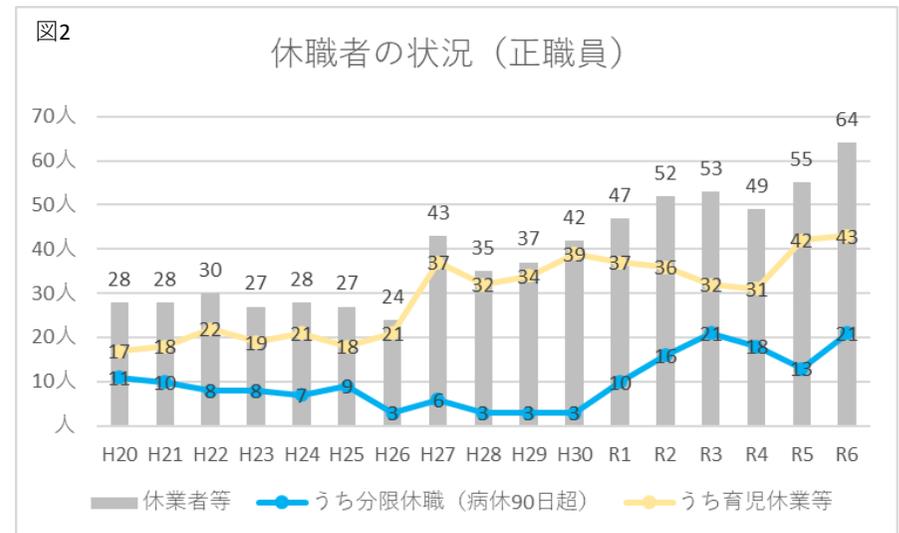
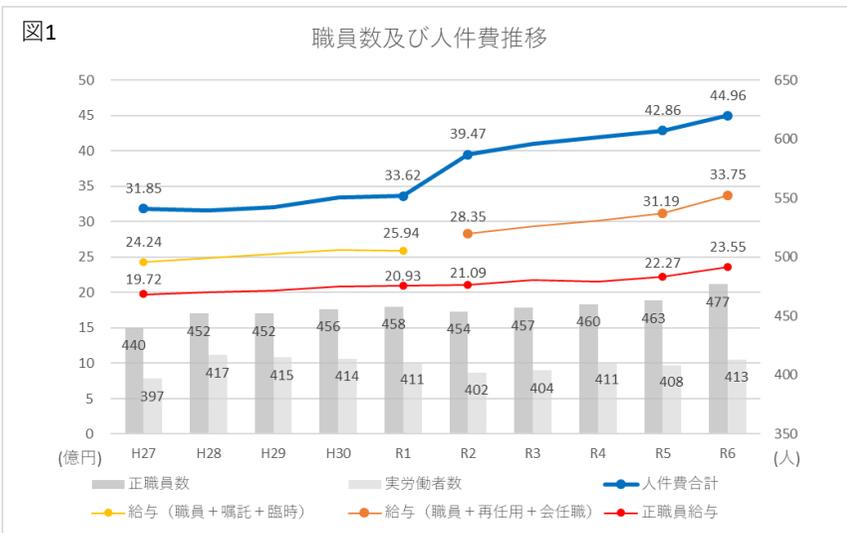
# 2. 本市の現状・課題

## (1) “ヒト”の状況

### ① 職員数及び人件費の推移

**人件費は増加の一方で、実働人数は横ばいで推移しています。**

- 職員数は、450人台前後で推移していましたが、職員定員適正化計画で設定した増員目標（上限30人程度）に基づき、R5年度に職員定数を452人（実数ベース）を基準に482人まで引き上げました。これに伴い、職員採用を拡大し、R6年度には477人（定数職員は469人）まで増員しています。（図1）
- 職員の増員や会計年度任用職員の処遇改善等により、人件費は右肩上がりで推移しています。会計年度任用職員制度開始前のH30年度の人件費は33.62億円でしたが、制度開始後のR2年度に39.47億円、R6年度には44.96億円と増加が続いており、H30～R6年度比で11.34億円の増となっています。（図1）
- 一方で男性の育児休暇の取得促進等により、育児休業者が増加したほか、病気休職による長期療養者が増加しています。そのため、職員数から休職者数を差し引いた実働人数はほとんど増加しておらず、H28年度以降は410人前後で推移しています。（図2）



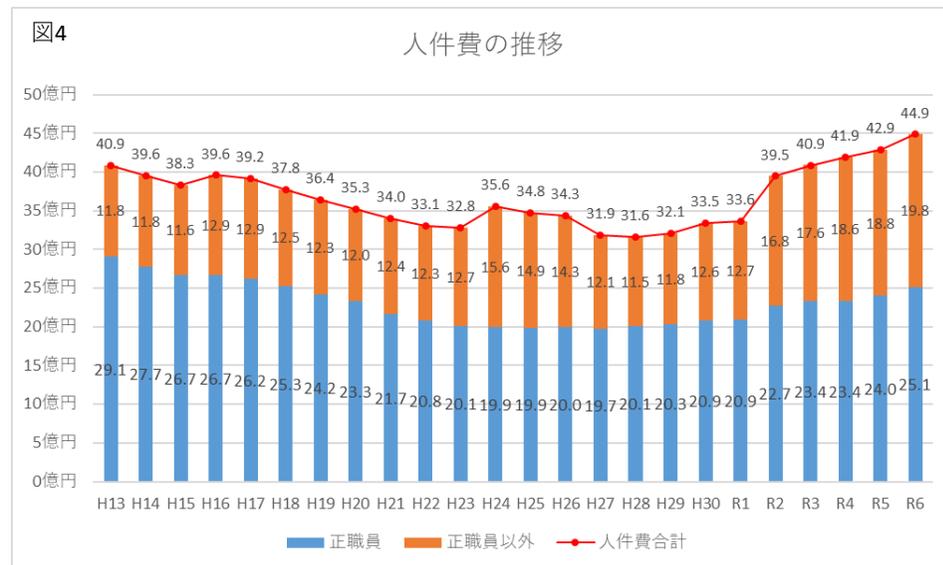
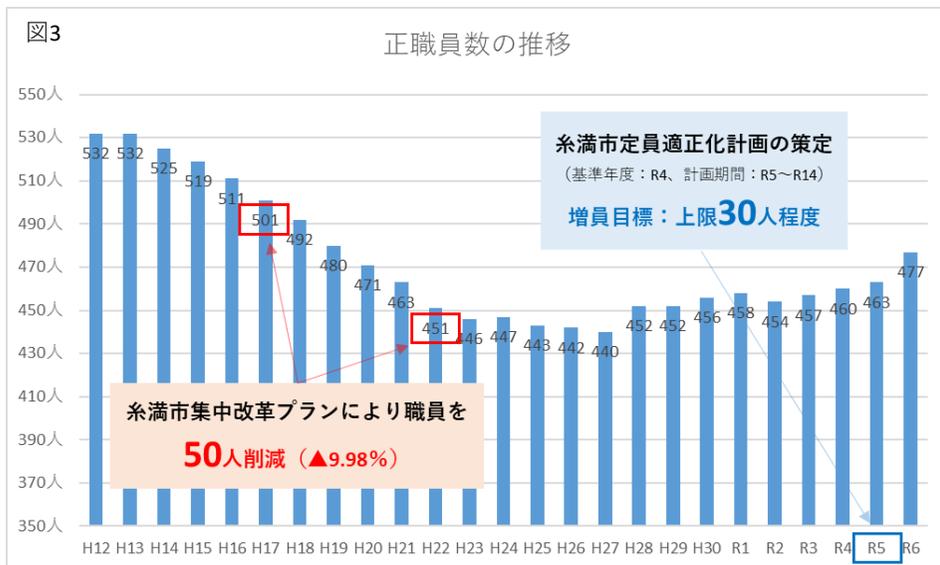
## 2. 本市の現状・課題

### (1) “ヒト”の状況

#### ① 職員数及び人件費の推移

### 集中改革プランの実行後、職員数の増は最小限に留めています。

- 国が示した「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針(H17.3.29)」に基づき、本市ではH17～21年度に「糸満市集中改革プラン」を実行しました。これにより、H22年度の職員数はH17年度比で▲50人（▲9.98%）となっています。その後、職員数はR5年度の職員定数の引き上げまで、450～460人の水準で推移しています。（図3）
- 「糸満市集中改革プラン」による職員数の削減等により、これまで正職員の人件費が抑制されてきました。しかし、正職員の増員及び会計年度任用職員の処遇改善により、「糸満市集中改革プラン」の実行前と比較しても、人件費が増加している状況です。（図4）



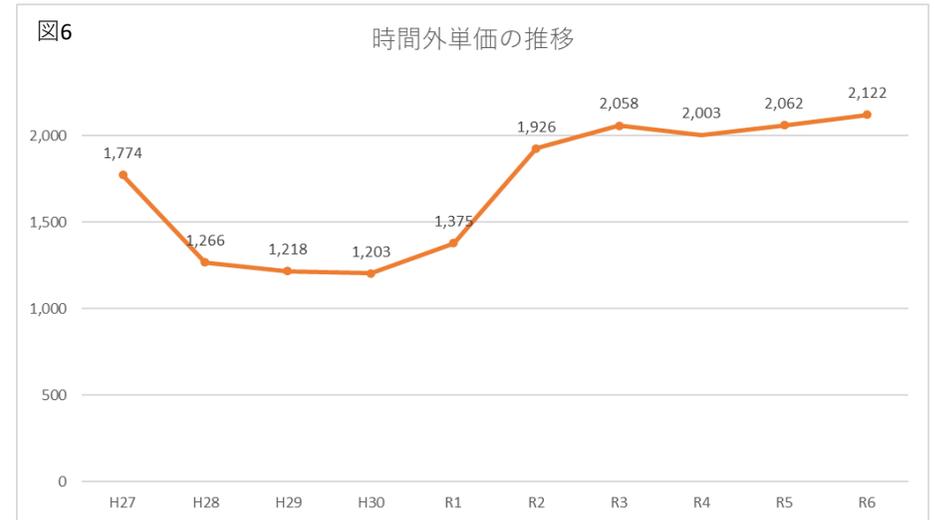
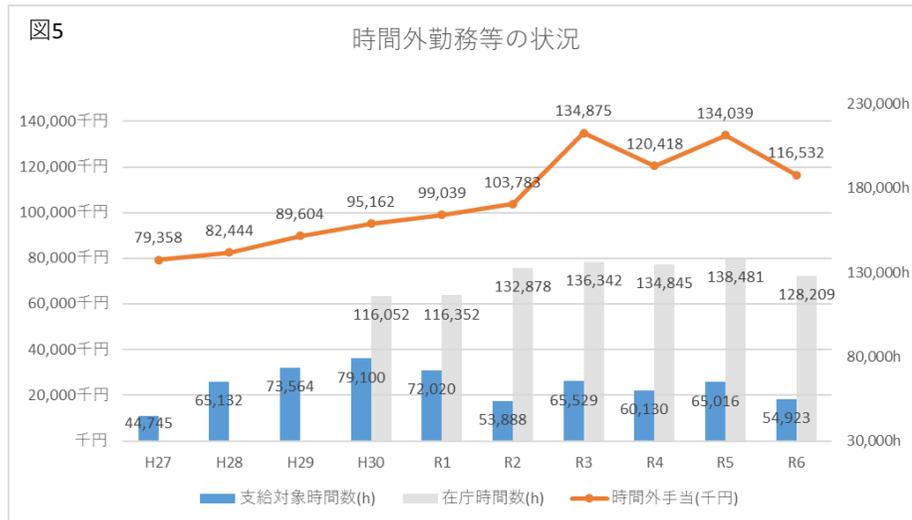
## 2. 本市の現状・課題

### (1) “ヒト”の状況

#### ② 時間外勤務等の状況

### 主幹・係長級職員や中堅職員の時間外勤務が増加しています。

- 時間外勤務手当の総支給額は右肩上がり推移しており、H27-R6年度比で1.46倍に増加しています。（図5）
- 一方、支給対象時間を見ると、H30年度の79,100時間をピークに減少傾向にあります。これは、時間外手当単価の高い主幹・係長級職員や中堅職員の時間外勤務申請が増加したことが主な要因だと考えられます。（図5～6）
- また、在庁時間はR6年度に対前年度比で減少したものの増加傾向にあり、支給対象時間との乖離が生じています。今後は、この乖離の圧縮に向けて取り組む必要があります。（図5）



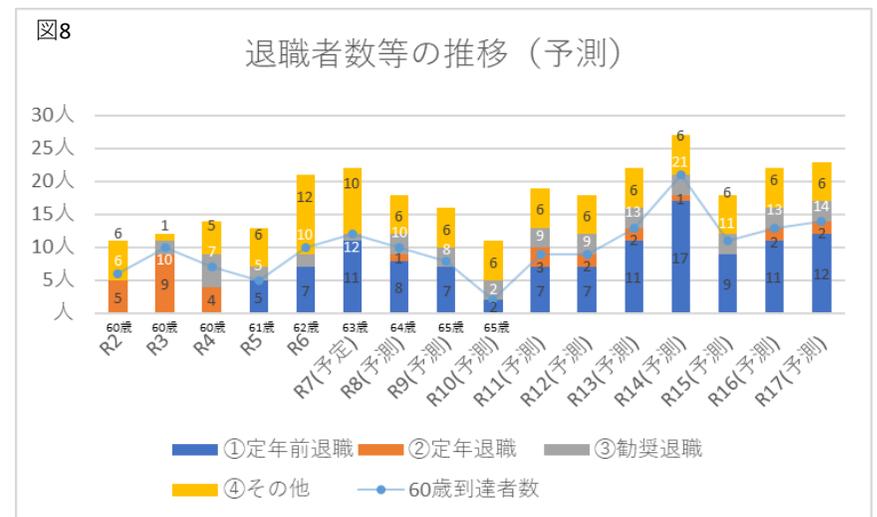
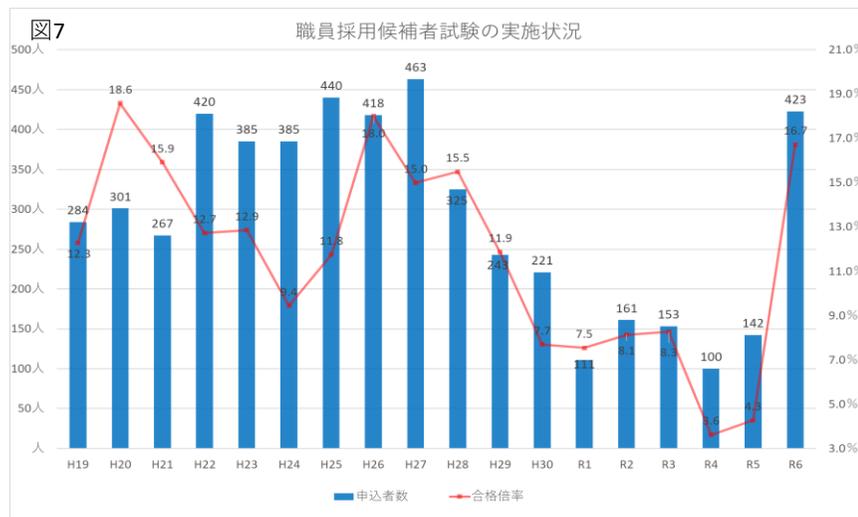
# 2. 本市の現状・課題

## (1) “ヒト”の状況

### ③ 職員採用等の状況

## 今後も、人材の確保が難しい状況が続くと予想されます。

- H28年度以降、受験者、合格倍率ともに減少が続き、R4年度には、合格倍率が3.6倍とH19年度以降で最低となりました。今後も、他自治体や民間企業との競合により、人材の確保が難しい状況が続くことが予想されます。（図8）
- また、R6年度から、第一次試験においてテストセンター方式※を導入したことにより、受験者数が大幅に増加しました。しかし、「お試し受験」の増加など課題もあることから、効果的な人材確保に向けて取り組む必要があります。（図8）  
※設定された受験期間中、受験者の都合が良い日に、全国のテストセンターから都合の良い会場を予約して、パソコンで受験する方式。
- R2年度以降、普通退職者を含む「④その他」の退職者数が増加しています。R8年度以降も同程度で推移することが見込まれるため、職員の確保がより一層難しくなることが予想されます。（図9）
- 今後の退職者数は、R11年度から20人前後で推移し、R14年度に最大で27人となる見込みです。（図9）



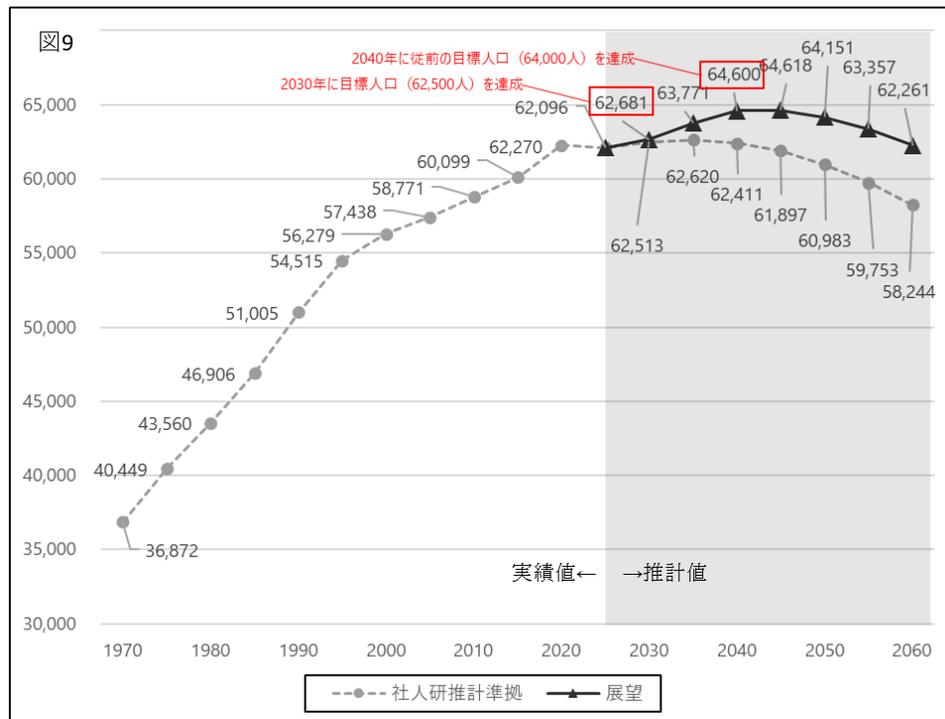
## 2. 本市の現状・課題

### (1) “ヒト”の状況

#### ④ 人口推移及び将来人口の展望

**R12(2030)年度までは現在と同程度の人口規模で推移する見込みです。**

- 本市のR7（2025）年9月末時点における人口は62,096人となっており、第5次糸満市総合計画基本構想ではR12（2030）年の目標人口を62,500人（R7年度に64,000人から下方修正を実施）と位置付けました。
- R12（2030）年以降の人口推計では、R27（2045）年時点でピーク（64,618人）に達し、R42（2060）年時点で62,261人となる見込みです。



出所：糸満市人口ビジョン（令和7年度時点修正）

# 2. 本市の現状・課題

## (2) “モノ”の状況

### ① 公共施設等の現状と将来見通し

## R12(2030)年度末までに、大量の公共施設が更新時期を迎えます。

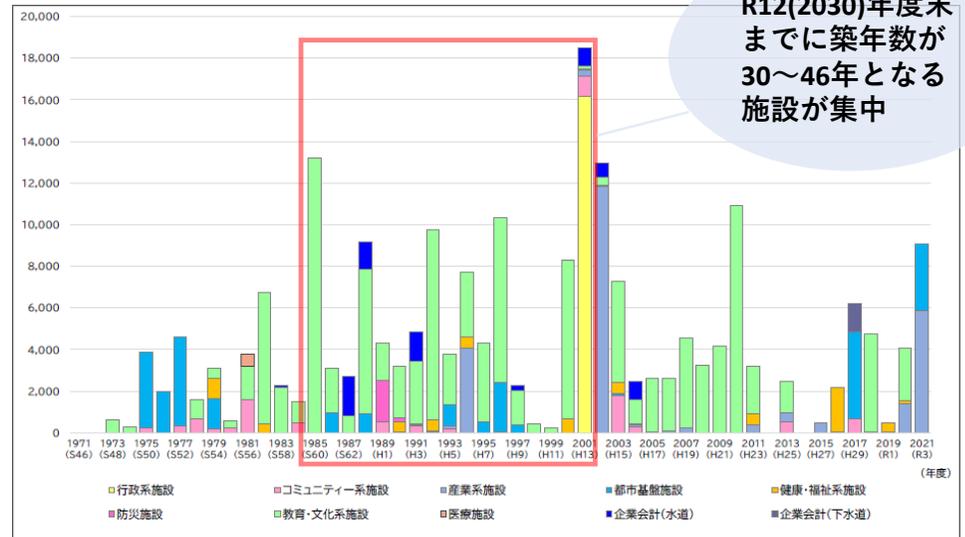
- 本市における2021(R3)年度末時点の建物系施設の総延床面積は、図10のとおり約219,278㎡となっています。老朽化の度合いや危険度等を総合的に判断した上で、順次更新等を進めていますが、更新を必要とする建物系施設は数多く残っており、2021(R3)年度末時点で約3割が築30年以上となっています。
- 今後も老朽化に伴い、更新費用や修繕費用が増大していくことが見込まれるだけでなく、人口減少に伴う税収の減少が予測されることから、効率的に公共施設等を管理していく必要があります。

図10 延床面積の状況（建物系施設）

施設分類	延床面積 (2016(H28)年度)	延床面積 (2021(R3)年度)	増減
教育・文化系施設	127,674 ㎡	118,488 ㎡	△9,186 ㎡
防災施設	2,187 ㎡	2,187 ㎡	0 ㎡
健康・福祉系施設	5,718 ㎡	4,563 ㎡	△1,155 ㎡
都市基盤施設	27,336 ㎡	34,907 ㎡	7,571 ㎡
産業系施設	18,979 ㎡	25,518 ㎡	6,539 ㎡
コミュニティ系施設	8,686 ㎡	9,019 ㎡	333 ㎡
行政系施設	16,968 ㎡	16,299 ㎡	△669 ㎡
医療施設	566 ㎡	0 ㎡	△566 ㎡
企業会計(水道)	1,610 ㎡	1,610 ㎡	0 ㎡
企業会計(下水道)	8,044 ㎡	6,687 ㎡	△1,357 ㎡
合計	217,768 ㎡	219,278 ㎡	1,510 ㎡

【基準日】2021(令和3)年度末時点

図11 築年別整備状況（建物系施設）



【基準日】2021(令和3)年度末時点

出典（図10,11）：糸満市公共施設等総合管理計画（2024年3月改定版）

# 2. 本市の現状・課題

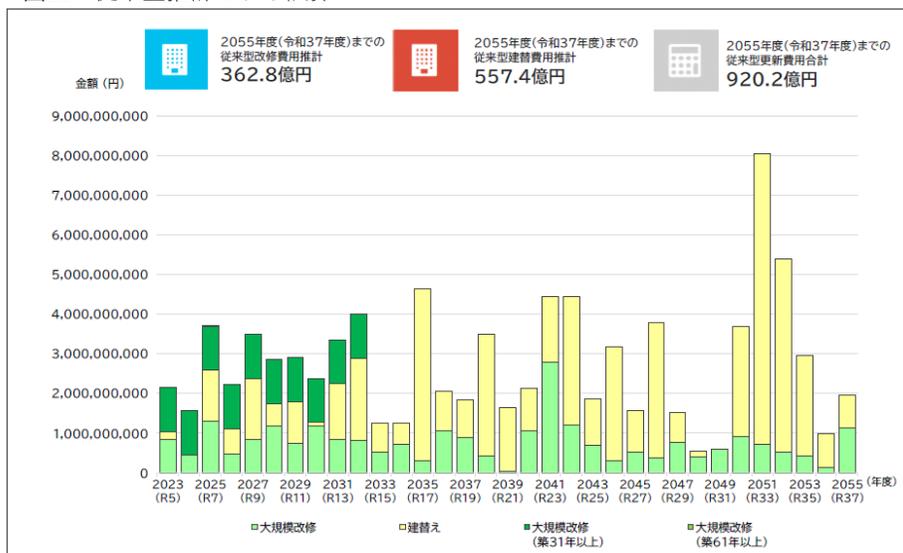
## (2) “モノ”の状況

### ① 公共施設等の現状と将来見通し

## 公共施設の更新に巨額の費用 → 保有総量の見直しが必要です。

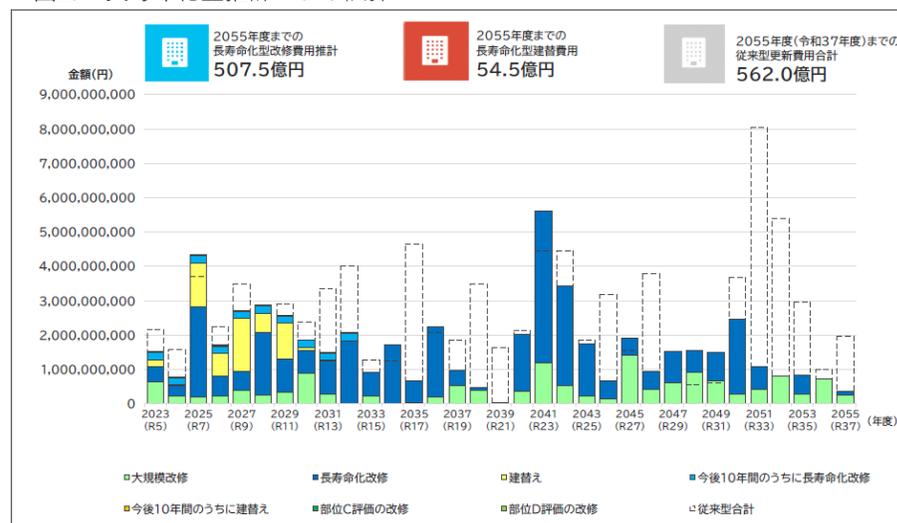
- 従来型推計※1では、建物系施設をすべて改修し、現状規模のまま建替えた場合、更新費用が2023(R5)年度から2055(R37)年度までに約920.2億円（改修362.8億円、建替557.4億円）かかる試算となっています。（図12） ※1 総務省提供による公共施設更新費用試算ソフトを用いた推計方法
- 長寿命化型推計※2では、予防保全的に長寿命化対策を行い、建物を80年使用した場合の維持・更新費用を試算した結果、2023(R5)年度から2055(R37)年度までの更新費用は約562.0億円となり、従来型推計の約920.2億円と比較して約358.2億円の削減が見込まれます。しかし、いずれの試算においても膨大な更新費用等がかかることから、将来的な人口減少も見据えた公共施設等の複合化・統廃合など保有総量の適正化に向けて取り組む必要があります。（図13） ※2 公共施設等の寿命を延ばした文部科学省監修方式を用いた推計方法

図12 従来型推計による試算



【参考】一般財団法人地域総合整備財団 公共施設等更新費用試算ソフトの単価

図13 長寿命化型推計による試算



【参考】学校施設の長寿命化計画策定にかかる手引 付属エクセルソフトの単価

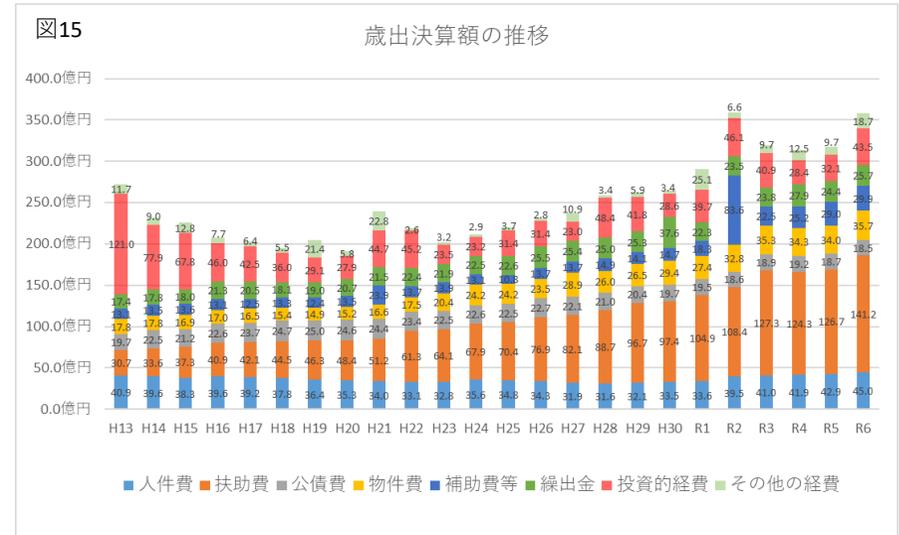
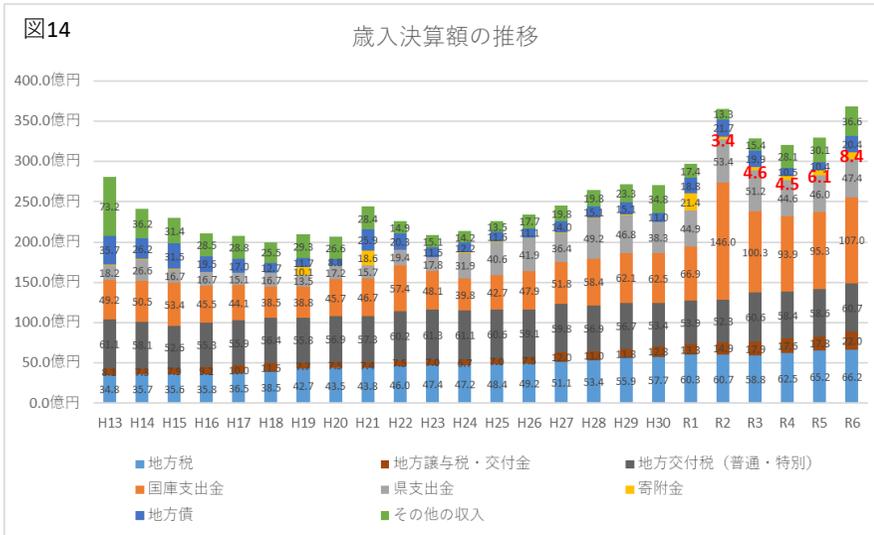
# 2. 本市の現状・課題

## (3) “カネ”の状況

### ① 歳入・歳出決算額の推移

## 依然として歳入の大半を国や県に依存、歳出は扶助費の増加が顕著。

- 歳入については、地方税等の自主財源は増加で推移しているものの、依然として財源の大半を国・県支出金や地方交付税等に依存した財政構造となっています。また、ふるさと応援寄附金の受入額がR2年度3.4億円、R6年度8.4億円と増加しており、財政基盤を支える重要な財源となっています。（図14）
- 歳出については、新型コロナウイルス感染症への対応経費を計上したこと等により、歳出規模がR2年度に初めて300億円台に到達しました。R3年度以降は、人件費、扶助費、物件費等の増加により、300億円台の水準で推移しています。（図15）
- 歳出のうち特に扶助費の増加が顕著であり、歳出決算額に占める割合がH13年度11.3%（30.7億円）、H25年度32.0%（70.4億円）、R6年度39.4%（141.2億円）と年々拡大しています。（図15）



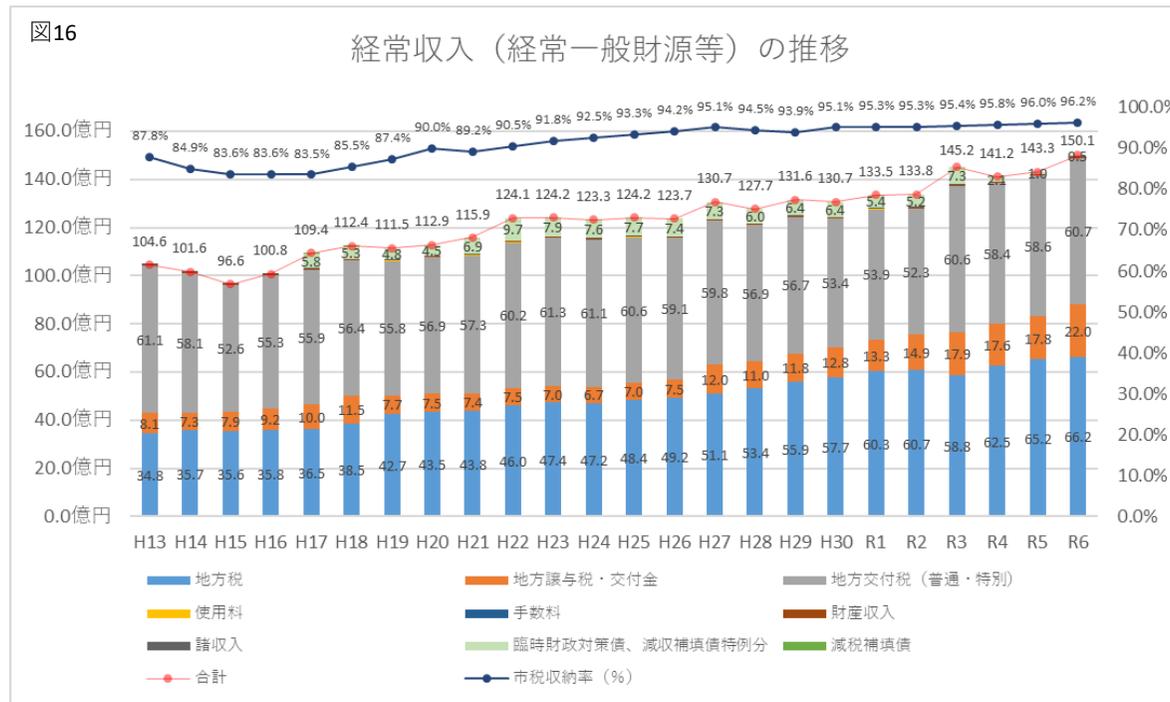
# 2. 本市の現状・課題

## (3) “カネ”の状況

### ② 経常収入の推移

**経常的な収入は年々増加していますが、市税等は増収余地があります。**

- 地方税、地方譲与税・交付金等の増加により、経常的な収入は右肩上がりで推移しています。R6年度には、初めて150億円台に到達しました。（図16）
- 経常的な収入のうち、**地方税**（徴収率の向上等）、**使用料・手数料**（料金の見直し等）、**財産収入**（貸付料の見直し、普通財産の売却、ネーミングライツ等）については、市の取り組みにより増収の余地があることから、さらなる歳入の増加に向けて取り組む必要があります。



## 2. 本市の現状・課題

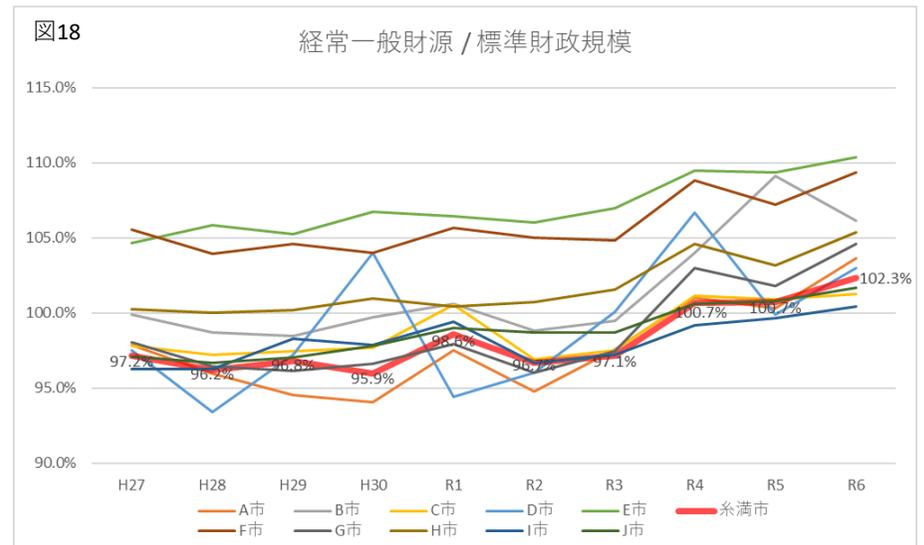
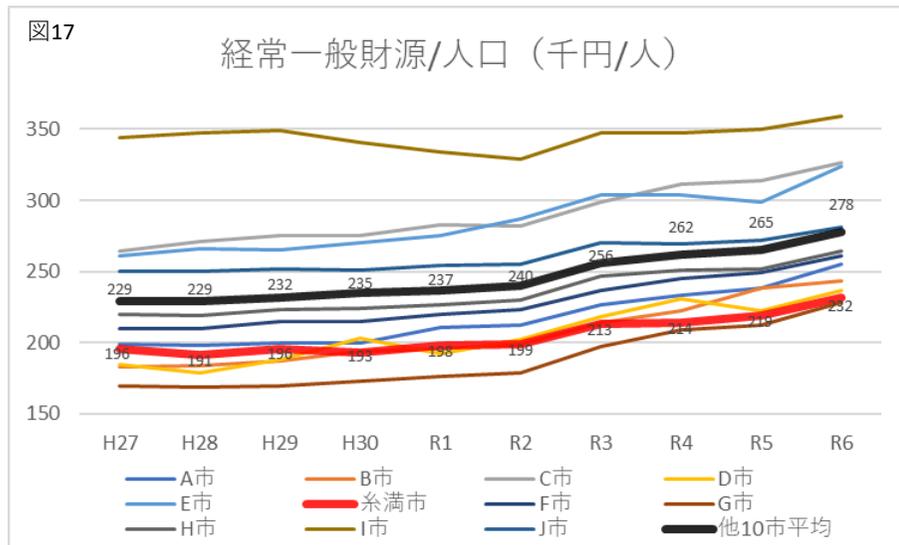
### (3) “カネ”の状況

#### ② 経常収入の推移

### 県内他市と比較すると、経常的な収入が毎年度少ない状況です。

- 市が自由に使える経常的な収入（経常一般財源）を人口で割った住民1人当たりの経常一般財源を県内他市と比較した結果、毎年度低位で推移していることが分かりました。これは、住民1人当たりの自由に使えるお金が他市より少ないことを意味しています。毎年33～48千円/人ほど他市平均より少ないことから、他市平均並みであれば、毎年約19.8～30億円分の事業が実施できることとなります。（図17）
- 標準財政規模比※の経常的な収入（経常一般財源）について県内他市と比較した結果、こちらも毎年度低位で推移していることが分かりました。**他市と比較して基地関連収入等の財産収入が少ないことが**、このような結果になったと考えられます。この結果から、県内他市と比較すると、本市は脆弱な収入構造にあると言えます。（図18）

※標準財政規模：通常の行政運営に必要とされる一般財源の理論値（国基準）



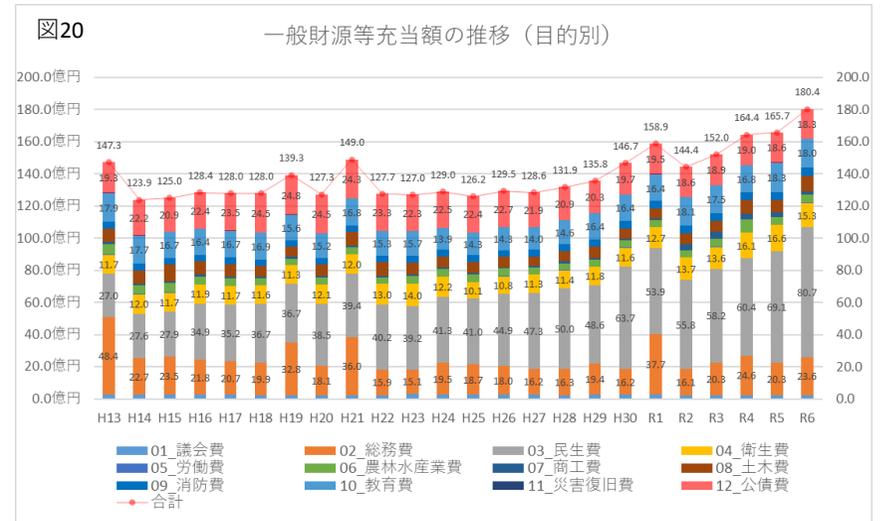
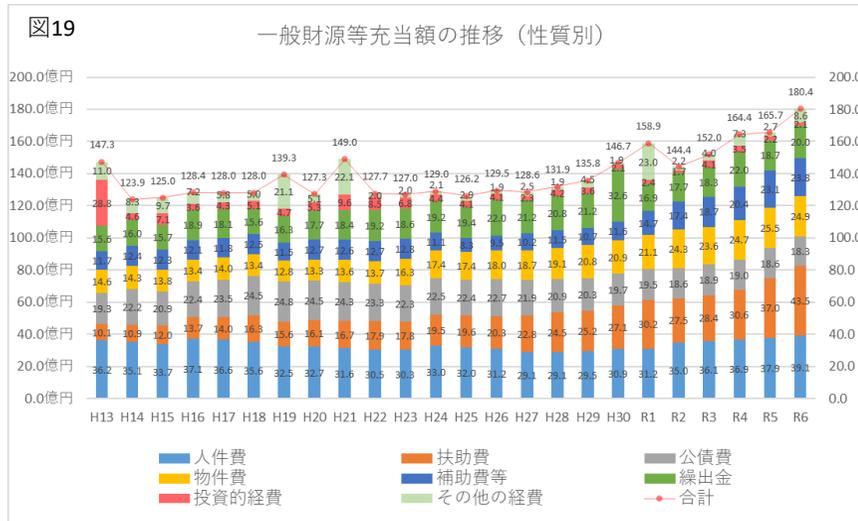
# 2. 本市の現状・課題

## (3) “カネ”の状況

### ③ 一般財源等充当額の推移（性質別・目的別）

**支出が経常的な収入を大幅に超過 → 収支バランスの改善が必要です。**

- 図19、20は、地方税や地方交付税等の経常的な収入のほか、市の貯金にあたる財政調整基金等の取崩額の合計額（一般財源等）を性質別、目的別にどの程度充当したか年度別で示したのになります。
- 性質別では、市の借金返済費にあたる公債費への充当額は縮減していますが、**人件費、扶助費への充当額が年々拡大しています。**（図19）
- 目的別では、**扶助費を多く計上する民生費への充当額が増大しており、R6年度には80億円台にまで到達しました。**（図20）
- 一般財源等充当額の総額は、R4年度に160億円台に達し、R6年度には180.4億円と拡大が続いています。特にR4年度以降は、図16で示した経常収入の総額を大幅に超過していることから、**早急に収支バランスを改善する必要があります。**



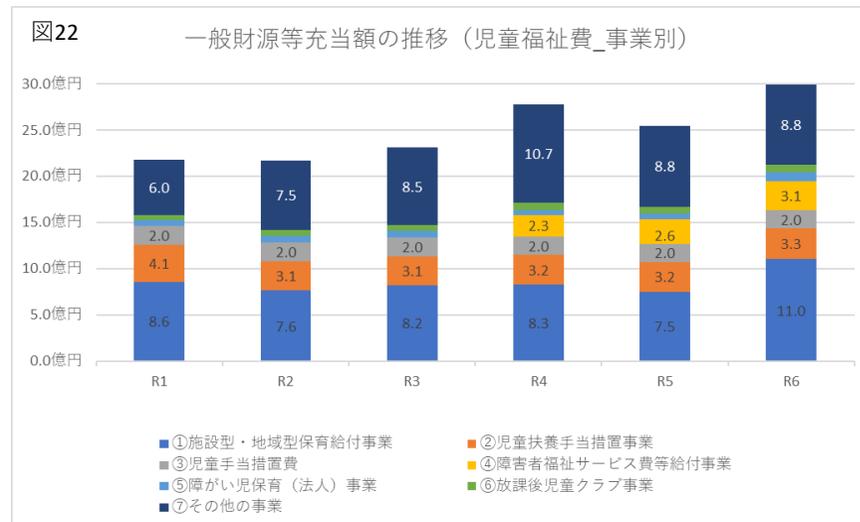
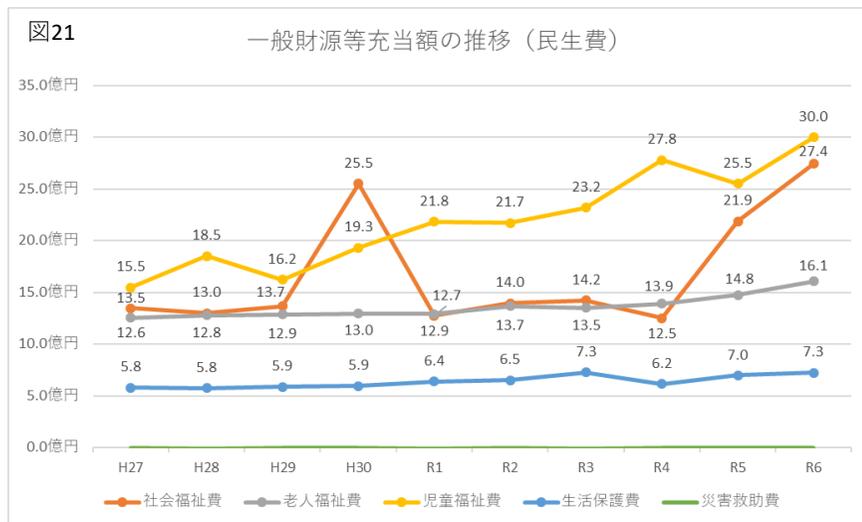
## 2. 本市の現状・課題

### (3) “カネ”の状況

#### ③ 一般財源等充当額の推移（性質別・目的別）

## 児童福祉費（子育て支援関連費）に最もお金をかけています。

- 図21は、市が自由に使えるお金（一般財源等）が最も注がれている民生費（前頁の図20参照）の内訳を示しています。H30年度を除いて、**児童福祉費に最も多くの一般財源等が充当**されており、子育て支援関連費に多額の費用をかけていることが分かります。
- 図22は、児童福祉費の事業別の内訳を示しており、全体の6～7割を①～⑥の6事業が占めています。とりわけ、①の「施設型・地域型保育給付事業」は特に一般財源等の充当割合が高く、当該事業単体で全体の約3割を占めている状況です。



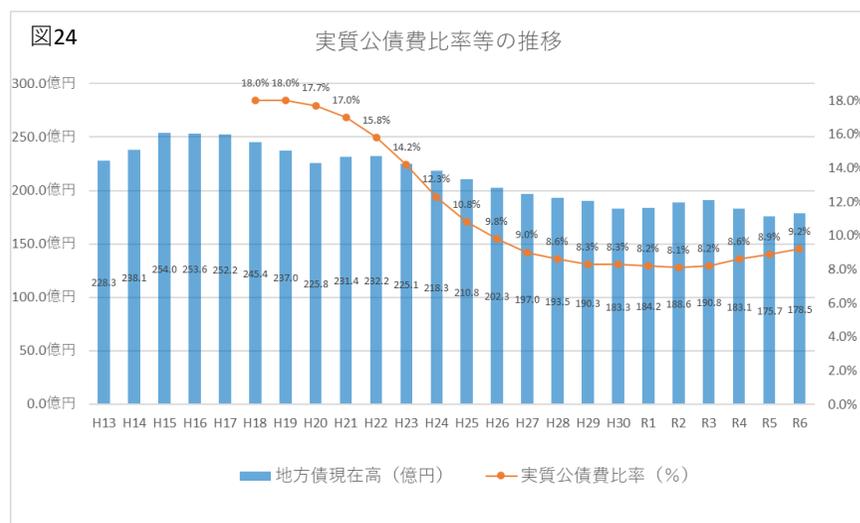
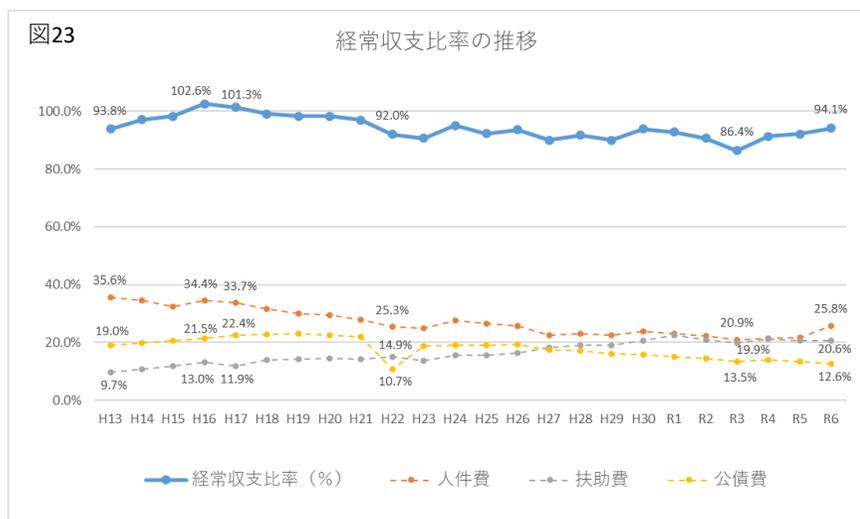
## 2. 本市の現状・課題

### (3) “カネ”の状況

#### ④ 経常収支比率、実質公債費比率等の推移

## 経常収支比率、実質公債費比率は増加傾向で推移しています。

- 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、「糸満市集中改革プラン」実行前のH16、17年度に100%を超過し、その後は増減にばらつきはあるものの高止まり傾向にあります。（図23）
- R6年度は、経常収支比率が94.1%と前年度比で2.0ポイント増加しました。増加の主な要因のうち、これまで臨時的な経費としていた会計年度任用職員の人件費を経常的経費に分類したことが大きく影響しています。（図23）
- 市の借金返済費にあたる公債費等の財政負担を示す実質公債費比率は、「糸満市集中改革プラン」の実行後は年々減少し、H26年度以降は8～9%で推移しています。（図24）
- 糸満市財政計画（R7.2月策定）の中期財政見通しにおいては、今後も収支不足が続くことが見込まれています。そのため、投資的事業の実施に当たっては、必要性を見極めつつ、後年度の財政負担について十分な検討を行ったうえで借入を行う必要があります。



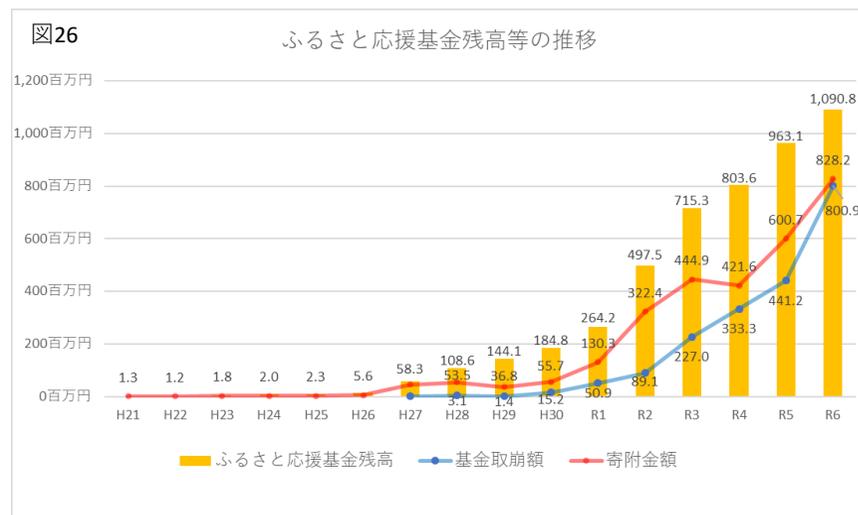
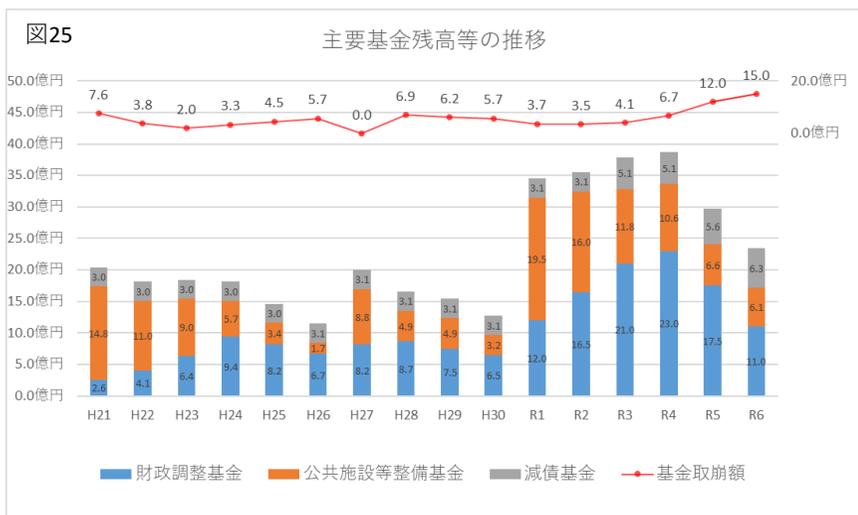
# 2. 本市の現状・課題

## (3) “カネ”の状況

### ⑤ 主要基金残高等の推移

## 他市並みの行政サービスを維持するため、貯金を大きく取崩しています。

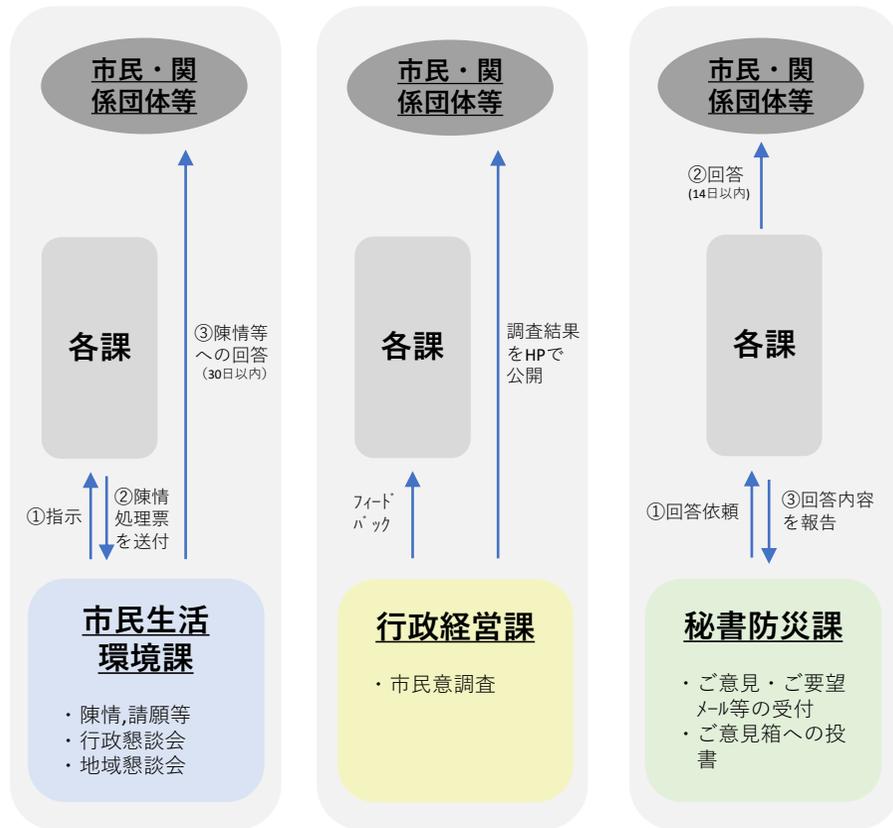
- 主要3基金のうち、財政調整基金については、市税等の伸びが好調な時期に決算剰余金等を計画的に積み立ててきました。しかし、R5年度以降は、予算編成において歳入歳出の差額を補てんするための取り崩しが増加したことにより、R6年度末の残高は約11.0億円まで減少しています。（図25）
- 財政調整基金の残高は、標準財政規模（R6年度 141.0億円）の10～20%が適正とされています。本市は財政計画（R8.2月策定）において、12%（約16.9億円）から15%（約21.2億円）の範囲を維持することを目標とし、安定的な財政運営に取り組むこととしています。
- 公共施設整備基金については、H21年度とR元年度に糸満市土地開発公社からの寄付金を積み立てたことにより大きく増加したものの、近年は公共施設の維持・更新費用に充てるため取り崩しを行っており、R6年度末の残高は約6.1億円まで減少しています。（図25）
- 主要3基金の取り崩しは、R4年度までは決算剰余金でおおむね補てんできる範囲で行ってきました。しかし、R5年度は12.0億円、R6年度は15.0億円の取り崩しを行っており、財政調整基金と公共施設整備基金の残高が大きく減少しています。（図25）
- 一方、ふるさと応援寄附金の管理運用を行っているふるさと応援基金については、寄附受入額の拡大に伴う積み増しにより、R6年度末の残高は約10.9億円となっています。（図26）



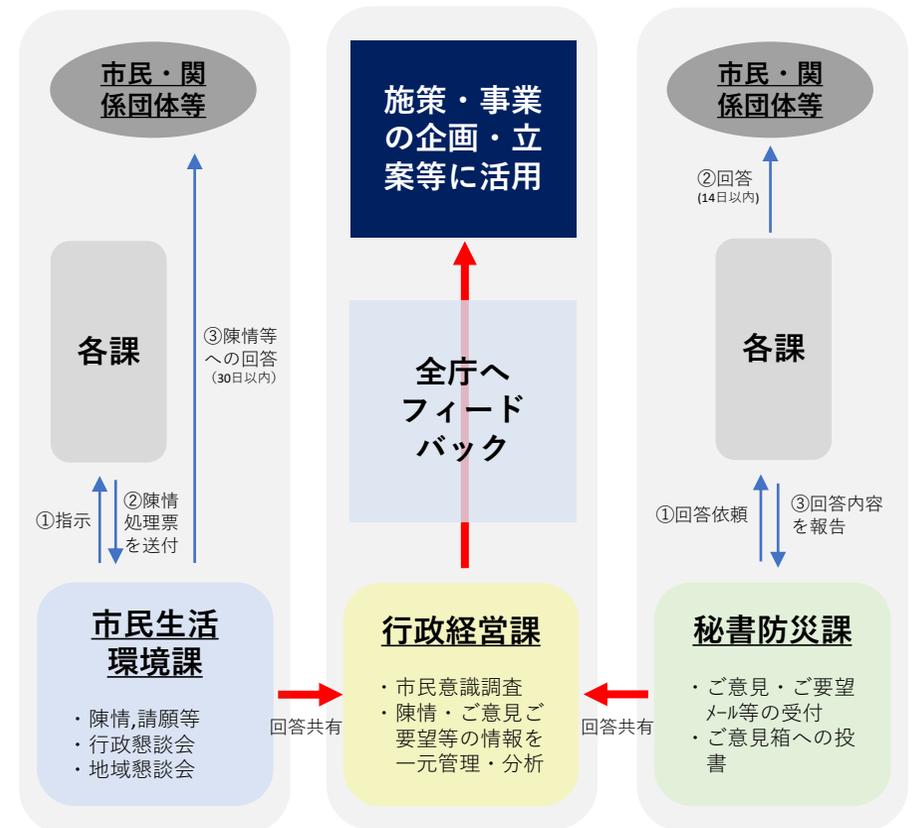
## 2. 本市の現状・課題

### (4) “情報”活用の状況（市民ニーズ活用の現状と有効活用イメージ）

#### 現在



#### 見直し後のイメージ



- ・ 広聴機能がバラバラで、各課で対応・情報管理
- ・ 全庁的なフィードバックができていない

## 2. 本市の現状・課題

### (5) 今後想定される大規模事業等の状況

多大な財政負担を伴うことから、事業の“**選択・集中・見直し**”が必要です。

- 図27、28は、R8～12年度の財政推計において各課が見込んだ大規模事業※の財政負担の推移を総事業費ベース、一般財源ベースでそれぞれ示しています。 ※主に単年度の一般財源負担がおおむね1,000万円以上の政策的・投資的事業等

【内訳】

総務費：住民情報システム更新事業、庁舎基幹設備等浸水対策事業

衛生費：ごみ処理施設の新炉建設・最終処分場の建設に係る負担金

土木費：市営住宅建設事業

教育費：高嶺小中学校移転改築事業、給食センターの更新、小中学校の増改築・大規模改修（空調設置・更新）

その他：真栄里土地区画整理関係事業費

- 図28のとおり、R9年度から小中学校等の教育関係施設の整備費や維持管理費、真栄里土地区画整理事業等に要する一般財源負担の増大が見込まれます。「(3) “カネ”の状況」で示した財政収支、基金残高等の状況を踏まえると、現状のままではすべてを計画どおり実施することは困難な状況にあります。上記で示した大規模事業等を実施するには、歳入の確保や歳出全体の縮減に努めるとともに、**既存事業の廃止・縮減や実施時期・手法の見直し等を行う必要があります。**

図27 普通会計における大規模事業等の財政負担の推移  
総事業費ベース（億円）

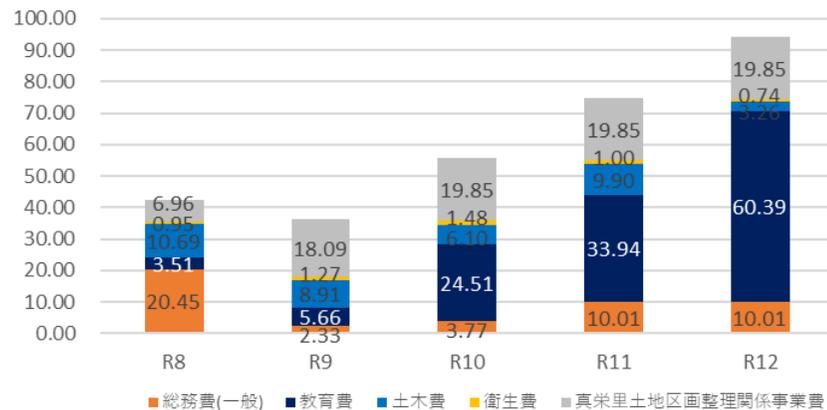
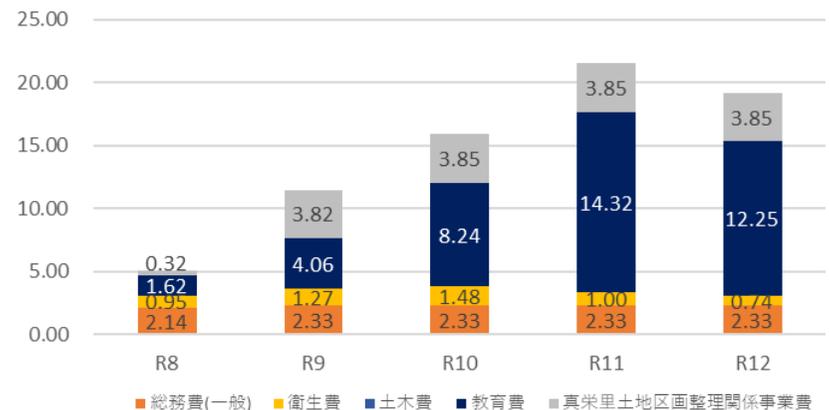


図28 普通会計における大規模事業等の財政負担の推移  
一般財源ベース（億円）



# 3. 行政経営プランの基本的な考え方

## (1) プランの位置づけ

- 基本的な位置づけは第8次糸満市行政改革大綱を踏襲し、ヒト・時間、モノ、カネ、情報（データ）に関する4つの基本方針を定めてその取組内容を定めたものとします。



# 3. 行政経営プランの基本的な考え方

## (1) プランの位置づけ

- 行政経営プランは、下図のとおり各個別計画等を補完し、かつそれぞれの連携を促す役割を担うこととします。



# 3. 行政経営プランの基本的な考え方

## (2) 基本理念

- ヒト・モノ・カネ・情報・時間といった経営資源は有限であることから、これらの経営資源を効率的・効果的かつ最大限に活用するため、地方自治法において地方公共団体に求めている「最少の経費で最大の効果を挙げる」を常に念頭に置き、行政経営に取り組んでいきます。

# “最少の経費で最大の効果を挙げる”

## 地方自治法第2条

### 第14項

地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

### 第15項

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

# 3. 行政経営プランの基本的な考え方

## (3) 基本方針

- 基本方針の全体イメージ



# 3. 行政経営プランの基本的な考え方

## (3) 基本方針

### 基本方針1 組織・人材の質を高める（ヒト・時間）

#### ① 効率的・効果的な組織機構の構築及び職員数の適正管理

- ・ 複雑・多様化する市民ニーズや社会課題に柔軟に対応した質の高い行政サービスを提供するため、組織を横断した連携が円滑に図られ、かつ効率的・効果的な行政組織の構築に向けて、必要な検討と見直しを行います。
- ・ 限られた人材で複雑・多様化する市民ニーズや社会課題に柔軟に対応できるようにするため、増員目標を達成した職員定員適正化計画の見直しを行います。併せて、財政的な制約を踏まえた定員管理手法の導入に向けて取り組みます。
- ・ 組織機構の見直し及び職員定員適正化計画の見直しに当たっては、業務個別分担状況調査の結果等を活用します。

#### ② 人材の育成・確保

- ・ 人材は、ヒト（時間）・モノ・カネ・情報といった経営資源を動かし、組織を成り立たせる重要な要素です。今後も人材確保が厳しい状況が続くことが予想されているため、糸満市職員人材育成基本方針を改め、「（仮称）糸満市人材育成・確保基本方針」を策定し、人材の育成・確保に向けて取り組みます。

# 3. 行政経営プランの基本的な考え方

## (3) 基本方針

### 基本方針1 組織・人材の質を高める（ヒト・時間）

#### ③ 働き方改革の推進

- ・ 業務個別分担状況調査の結果等を踏まえた組織機構の見直し、職員数の適正化、業務の改善・効率化の促進等により、時間外勤務の縮減及び平準化に取り組めます。また、時間外勤務を前提とした窓口受付時間の見直しに向けて取り組めます。
- ・ 家庭の事情など様々な制約で働きたくても働けない職員の職務・役割等の見直しのほか、残業規制の制約等を受けて働きたくても働けていない職員については、心身の健康維持と個人の選択を前提に大いに働いてもらう「働きたい改革」の推進に向けて、政府の動向を踏まえながら検討を行います。

#### ④ 業務の効率化

- ・ 業務分担個別状況調査等で把握したノンコア業務を中心に、DX※の推進等に取り組むとともに、業務の効率化により捻出された人的資源をコア業務に注力すること等により、行政サービスの質の向上に取り組めます。  
※「デジタル技術の利活用による経済・産業構造の変革、社会課題の解決、新たな価値の創造を図る」こと（※満市DX推進方針から引用）
- ・ 市役所に来なくとも各種申請・届出等が完結する「行かない窓口」の実現に向けて、行政手続きのオンライン化を推進します。

# 3. 行政経営プランの基本的な考え方

## (3) 基本方針

### 基本方針2 公有財産の管理・運用の質を高める（モノ）

#### ① 公共施設等マネジメントの推進

- ・ 本市が維持管理を行っている建物系施設及びインフラ施設（以下、「公共施設等」。）の老朽化が進んでおり、10年以内に大量に更新時期を迎えることから、各施設を保有する必要性や今後維持する場合のコストの検証、財政負担の軽減・平準化等が課題となっています。そのため、公共施設等マネジメントの推進体制を構築し、施設保有量の適正化や長寿命化、施設管理の効率化等に向けて取り組みます。
- ・ 糸満市公共施設等総合管理計画（R5.3月改訂）の対象となっていない普通財産等の市有地のうち、未利用・低利用地等については、公共・民間を問わず立地等に応じて有効活用できる組織の構築に向けて検討を行います。

#### ② 官民連携の推進

- ・ 公共施設等の整備、更新、維持管理、運営においては、PPP※1/PFI※2手法の導入により、民間事業者の資金やノウハウを活用するなど、多様な選択肢からより効果的かつ効率的なサービス提供方法や運營業務の効率化に向けた検討を行うことが重要ですが、本市においてはその推進体制が構築されていない状況です。

※1 PPPとは各種行政サービスを、行政（Public）と民間（Private）が連携（Partnership）し民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的な使用や行政の業務効率化等を図ろうとする考え方や概念。Public Private Partnershipの略称。

※2 設計・建設から維持管理・運営等に至るまでの全部または一部を民間の資金、経営の宇慮8区及び技術的能力を活用して、適切なリスク分担のもと効率的・効果的なサービスの提供を図る手法（公共と事業者は事業契約を結ぶ）。Private Finance Initiativeの略称。

- ・ そのため、公共施設等マネジメントと官民連携の推進体制の構築について両軸で検討を行い、より質の高い公共施設サービスの提供を目指します。

# 3. 行政経営プランの基本的な考え方

## (3) 基本方針

### 基本方針3 財政運営の質を高める（カネ）

#### ① 歳入の確保及び歳出の適正化

- ・ 経常収入の大半を地方交付税等に依存した財政構造にあることから、自主財源である市税等の徴収率向上や使用料の見直しに取り組むとともに、ふるさと応援寄附金の受入拡大など歳入の増加に向けて取り組みます。
- ・ 歳出の大半を占める人件費、扶助費が年々拡大し、財政ひっ迫の大きな要因となっていることから、その必要性等について業務個別分担状況調査や財務分析等により検証を行い、適正化に向けて取り組みます。
- ・ また、エネルギー資源の高騰による光熱費の増加等により、物件費が年々増加していることから、光熱費の抑制等に向けて取り組みます。

#### ② 特別会計等の健全化

- ・ 一般会計から特別会計等への繰出金は、過去5年間（R2～6年度）の決算ベースで合計23～27億円台で安定的に推移しているものの、赤字補填等による突発的な一般会計負担が生じる可能性があることから、独立採算制の原則及び市民の公平負担（受益者負担）の観点を踏まえ、一般会計からの繰出金の抑制に努めます。

# 3. 行政経営プランの基本的な考え方

## (3) 基本方針

### 基本方針4 情報活用・発信の質を高める（情報）

#### ① 広報広聴の多様な展開とシステムづくり

- ・ 現在、市民ニーズの収集機能が各課に分散しており、同様の要望等があっても過去の対応状況等について各課で把握しづらい状況となっていることから、各課が収集した市民ニーズを集約して一元的に管理し、情報共有できる仕組みの構築に向けて取り組みます。
- ・ 併せて、集約化した市民ニーズを事務事業の立案や優先順位付けの際に活用する仕組みの構築に向けて検討を行います。

#### ② EBPM※の推進

- ・ 限られた経営資源を効果的に活用し、事務事業や業務の質を高めるためには、エビデンス（証拠）に基づいた企画・立案が必要不可欠です。そのため、事務事業等の企画・立案に当たっては、勘や経験に頼るのではなく、統計データや分析結果などの客観的なデータに基づいて、その目的を明確化し、効果を検証しながら進める仕組みの構築に向けて検討を行います。

※EBPM（エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案）とは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとすることです。政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用したEBPMの推進は、政策の有効性を高め、行政への信頼確保に資するものです。（内閣府HPから引用）

# 3. 行政経営プランの基本的な考え方

## (4) 推進期間

- 本プランの推進期間は、第5次糸満市総合計画（後期基本計画）の内容と整合性を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。
- 推進期間中であっても、社会情勢の変化等により必要な場合は、適宜プランの見直しを行います。

## (5) 推進体制

- 本プランの推進を図るため、本部長（市長）、副本部長（副市長）、本部員等で構成する「糸満市行政経営推進本部」を中心に、取りまとめ課及び事務局において進捗管理を行います。
- また、必要に応じて外部有識者で構成する「糸満市行政経営推進委員会」に意見照会等を行い、助言等を受けるとともに、本プランに反映させるよう努めます。



## (6) 進捗管理

- 本プランで定めた取組項目については、PDCAサイクルによって進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。また、点検・評価の結果は、内容をホームページで公表します。

# 4. 具体的な取組内容

## (1) 取組項目一覧

連番	No	基本方針	推進項目	関連計画	分類	取組項目	開始	終了	期間	部局名	取りまとめ課	係名	関係課
1	1-1	基本方針1_組織・人材の質を高める(ヒト・時間)	01_効率的・効果的な組織・機構の構築及び職員数の適正管理	-	新規	組織の合理化及び適切な定員管理	R8	R9	2年	企画部	行政経営課	行政経営係	人事課、総務課
2	1-2	基本方針1_組織・人材の質を高める(ヒト・時間)	01_効率的・効果的な組織・機構の構築及び職員数の適正管理	糸満市職員定員適正化計画	新規	定員適正化計画の見直し	R8	R8	1年	企画部	行政経営課	行政経営係	人事課
3	1-3	基本方針1_組織・人材の質を高める(ヒト・時間)	01_効率的・効果的な組織・機構の構築及び職員数の適正管理	-	新規	各種行政計画の事前審査制度の導入	R8	R9	2年	企画部	行政経営課	行政経営係	財政課
4	1-4	基本方針1_組織・人材の質を高める(ヒト・時間)	02_働き方改革の推進	-	新規	電話・窓口受付時間の短縮	R8	R12	5年	企画部	行政経営課	行政経営係	総務課、人事課
5	1-5	基本方針1_組織・人材の質を高める(ヒト・時間)	03_人材の育成・確保	糸満市職員人材育成基本方針	継続	人材育成基本方針の見直し	R8	R12	5年	総務部	人事課	人事研修係	行政経営課
6	1-6	基本方針1_組織・人材の質を高める(ヒト・時間)	04_業務の効率化	糸満市DX推進方針	新規	行かない窓口の推進	R8	R12	5年	企画部	情報政策課	IT推進係	行政経営課、関係各課
7	1-7	基本方針1_組織・人材の質を高める(ヒト・時間)	04_業務の効率化	-	新規	窓口業務等の外部委託	R8	R9	2年	企画部	行政経営課	行政経営係	市民課、教育総務課、学校教育課
8	1-8	基本方針1_組織・人材の質を高める(ヒト・時間)	04_業務の効率化	-	新規	会議・庁内事前協議等の削減・効率化	R8	R12	5年	企画部	行政経営課	行政経営係	総務課、財政課
9	2-1	基本方針2_公有財産の管理・活用の質を高める(モノ)	05_公共施設等マネジメントの推進	糸満市公共施設等総合管理計画	新規	西崎運動公園等の魅力向上に向けたエリアマネジメント	R8	R8	1年	企画部	行政経営課	行政経営係	建設課、観光・スポーツ振興課
10	2-2	基本方針2_公有財産の管理・活用の質を高める(モノ)	05_公共施設等マネジメントの推進	糸満市公共施設等総合管理計画	新規	公共施設等の維持管理手法の見直し	R8	R9	2年	企画部	行政経営課	行政経営係	教育総務課

# 4. 具体的な取組内容

## (1) 取組項目一覧

連番	No	基本方針	推進項目	関連計画	分類	取組項目	開始	終了	期間	部局名	取りまとめ課	係名	関係課
11	2-3	基本方針2_公有財産の管理・活用の質を高める(モノ)	05_公共施設等マネジメントの推進	糸満市公共施設等総合管理計画	新規	施設保有量の適正化(複合化・機能転換・統廃合等)	R8	R12	5年	企画部	行政経営課	行政経営係	財政課、関係各課
12	2-4	基本方針2_公有財産の管理・活用の質を高める(モノ)	05_公共施設等マネジメントの推進	糸満市公共施設等総合管理計画	継続	公共施設等における光熱費の抑制	R8	R12	5年	総務部	財政課	契約管財係	市民生活環境課、政策推進課
13	3-1	基本方針3_財政運営の質を高める(カネ)	06_歳入の確保及び歳出の適正化	財政計画	継続	使用料・手数料の見直し	R8	R10	3年	総務部	財政課	財政係	関係各課
14	3-2	基本方針3_財政運営の質を高める(カネ)	06_歳入の確保及び歳出の適正化	財政計画	継続	市税収納率向上に向けた取組推進	R8	R12	5年	総務部	税務課	収納係	
15	3-3	基本方針3_財政運営の質を高める(カネ)	06_歳入の確保及び歳出の適正化	財政計画	継続	ふるさと応援寄附金増加に向けた取組推進	R8	R12	5年	企画部	行政経営課	地方創生推進係	
16	3-4	基本方針3_財政運営の質を高める(カネ)	06_歳入の確保及び歳出の適正化	財政計画	継続	自動販売機設置における入札制度の導入	R8	R9	2年	企画部	行政経営課	行政経営係	財政課、関係各課
17	3-5	基本方針3_財政運営の質を高める(カネ)	06_歳入の確保及び歳出の適正化	財政計画		主要基金への計画的な積立の実施	R8	R12	5年	総務部	財政課	財政係	行政経営課
18	3-6	基本方針3_財政運営の質を高める(カネ)	06_歳入の確保及び歳出の適正化	財政計画	新規	財政計画に基づく歳出の適正化	R8	R12	5年	総務部	財政課	財政係	行政経営課
19	4-1	基本方針4_情報発信・活用の質を高める(情報)	08_広報広聴の多様な展開とシステムづくり	-	新規	各種行政計画、統計情報等をHP上で集約・公開	R8	R9	2年	企画部	行政経営課	行政経営係	政策推進課、関係各課
20	4-2	基本方針4_情報発信・活用の質を高める(情報)	08_広報広聴の多様な展開とシステムづくり	-	新規	市民意見等の一元的なデータ管理及び施策・事務事業立案への活用	R8	R12	5年	企画部	行政経営課	行政経営係	市民生活環境課、秘書防災課、関係各課

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No1-1		新規				
基本方針		基本方針 1_組織・人材の質を高める（ヒト・時間）		取りまとめ課	行政経営課	
推進項目		01_効率的・効果的な組織・機構の構築及び職員数の適正管理		関係課	人事課、総務課	
取組項目		組織の合理化及び適切な定員管理		関連計画	-	
現状・課題		複雑・多様化する市民ニーズや社会課題に柔軟に対応した質の高い行政サービスを提供するためには、ヒト・モノ・カネ・情報等の限りある経営資源を効率的・効果的に活用する必要があるが、現状では、業務内容及び業務量に応じた組織体制の構築及び適切な定員管理が十分になされていない。また、定数上限や財政的な制約により、職員の増員が難しい状況にある。				
取組概要		業務個別分担状況調査の結果等に基づき、業務内容及び業務量に応じた合理的な組織体制を構築し、それにより生じた余剰人員を業務負担の平準化等に活用する。				
計画P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務個別分担状況調査の実施</li> <li>・組織見直しに関する事務局案の検討（公共施設等マネジメントの推進体制の構築等）</li> <li>・関係課ヒアリング</li> <li>・機構改革検討委員会の開催</li> <li>・関係例規の改正等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務個別分担状況調査の実施</li> <li>・組織・機構見直しの検討</li> <li>・関係課ヒアリング</li> <li>・機構改革検討委員会の開催</li> <li>・関係例規の改正等</li> </ul>			
	成果指標 (目標)	組織の見直しによる余剰人員数	組織の見直しによる余剰人員数			
		-	-			

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No1-2		新規				
基本方針		基本方針 1_組織・人材の質を高める（ヒト・時間）		取りまとめ課	行政経営課	
推進項目		01_効率的・効果的な組織・機構の構築及び職員数の適正管理		関係課	人事課	
取組項目		定員適正化計画の見直し		関連計画	糸満市職員定員適正化計画	
現状・課題		令和5年5月に策定した職員定員適正化計画で設定した増員目標（上限30人程度）に基づき、令和5年度に職員定数を実数ベースの452人を基準に482人まで引き上げ、目標を達成したことから、当該計画の見直しが必要な状況となっている。また、財政的な制約を踏まえた定員管理手法の導入や業務負担平準化の仕組みづくりについても、併せて検討を行う必要がある。				
取組概要		職員定員適正化計画の見直しを行い、定員管理手法の導入のほか、各所属の繁忙期に合わせて職員を派遣できるような業務支援チームの導入に向けて検討を行う。令和9年度以降は、改訂後の定員適正化計画で進捗管理等を行う。				
計画 P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>定員適正化計画の見直し</li> <li>定員管理手法の導入</li> <li>業務支援チームの導入検討</li> <li>職階の見直し（4級主査と3級副主査の統合）</li> </ul>				
	成果指標 (目標)	定員適正化計画の改訂 1件				

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No1-3		新規				
基本方針		基本方針 1_組織・人材の質を高める（ヒト・時間）		取りまとめ課	行政経営課	
推進項目		01_効率的・効果的な組織・機構の構築及び職員数の適正管理		関係課	財政課	
取組項目		各種行政計画の事前審査制度の導入		関連計画	-	
現状・課題		各課が策定する行政計画について、総合計画との整合性、計画の実行性、財政状況を踏まえた実現可能性等について審査する仕組みがなく、庁議など計画策定の最終段階で内容の不備・不足等を指摘される事案が生じていることから、行政計画の策定スキームを見直す必要がある。				
取組概要		各種行政計画の策定スキームを見直し、効率的・効果的な計画行政の推進に向けて取り組む。				
計画 P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市の状況調査</li> <li>・行政計画の策定状況調査</li> <li>・関係課ヒアリング</li> <li>・行政計画の事前審査に関する取扱要領(案)の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政計画の事前審査に関する取扱要領の作成</li> <li>・運用開始</li> </ul>			
	成果指標 (目標)	行政計画の事前審査に関する取扱要領(案)の作成 1件	行政計画の事前審査に関する取扱要領の作成 1件			

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No1-4	<b>新規</b>					
基本方針	基本方針 1_組織・人材の質を高める（ヒト・時間）			取りまとめ課	行政経営課	
推進項目	02_働き方改革の推進			関係課	総務課、人事課	
取組項目	電話・窓口受付時間の短縮			関連計画	-	
現状・課題	現在、電話・窓口の受付時間は8：30から17：15までとなっており、職員の勤務時間と同一の時間設定であることから、窓口対応の準備や閉庁間際の来客対応のために、早出や残業ありきの勤務が常態化している。また、電話・窓口対応のため、業務改善やコア業務に注力するための時間を十分に確保できていない状況も生じていることから、これを改善し、職員の働きやすい環境を整備する必要がある。					
取組概要	時間外勤務が前提となっている労働環境を改善し、時間外勤務の縮減を図るとともに、行政手続きのオンライン化やコア業務に注力するための時間を確保することにより、中長期的に市民サービスの向上につなげることを目標に取り組む。					
計画P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口時短に関する他自治体の状況調査</li> <li>・窓口関係課へのヒアリング</li> <li>・導入スケジュールの作成</li> <li>・全庁調査（電話受付件数、窓口対応件数、申請・届出等の受付件数等）</li> <li>・運用案の決定</li> <li>・議会説明、・プレスリリース</li> <li>・市HP、広報誌等による対外周知</li> <li>・関係例規の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時短窓口の運用開始</li> <li>・導入効果の測定（職員の在庁時間、来庁者数、窓口申請の受付件数、オンライン化した手続きの件数、オンライン申請の受付件数等の推移）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用改善</li> <li>・導入効果の測定（職員の在庁時間、来庁件数、窓口申請の受付件数、オンライン化した手続きの件数、オンライン申請の受付件数等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用改善</li> <li>・導入効果の測定（職員の在庁時間、来庁件数、窓口申請の受付件数、オンライン化した手続きの件数、オンライン申請の受付件数等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用改善</li> <li>・導入効果の測定（職員の在庁時間、来庁件数、窓口申請の受付件数、オンライン化した手続きの件数、オンライン申請の受付件数等）</li> </ul>
	成果指標 (目標)	時短窓口運用案の決定 1件	時短窓口の運用開始 1件	職員の在庁時間 (全庁調査の結果等を踏まえ設定)	職員の在庁時間 (全庁調査の結果等を踏まえ設定)	職員の在庁時間 (全庁調査の結果等を踏まえ設定)
		職員数の在庁時間、来庁者数 (市民課、国民健康保険課) (全庁調査の結果等を踏まえ設定)	来庁者数(市民課、国民健康保険課) (全庁調査の結果等を踏まえ設定)	来庁者数(市民課、国民健康保険課) (全庁調査の結果等を踏まえ設定)	来庁者数(市民課、国民健康保険課) (全庁調査の結果等を踏まえ設定)	

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No1-5	継続					
基本方針	基本方針 1_組織・人材の質を高める（ヒト・時間）			取りまとめ課	人事課	
推進項目	03_人材の育成・確保			関係課	行政経営課	
取組項目	人材育成基本方針の見直し			関連計画	糸満市職員人材育成基本方針	
現状・課題	糸満市人材育成基本方針は平成16年3月の策定後、改訂が一度も行われておらず、デジタル社会の進展など社会情勢に即した人材育成に取り組めていない状況にあることから、当該方針の見直しを行う必要がある。					
取組概要	総務省が策定した人材育成・確保基本方針策定指針（令和5年12月）を踏まえ、「人材育成」に加えて「人材確保」、「職場環境の整備」、「デジタル人材の育成・確保」について検討を行い、糸満市人材育成基本方針の抜本的な見直しを行う。見直し後は、当該方針に基づき、計画的な職員研修の実施による人材育成等に取り組む。					
計画 P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成基本方針改訂のスケジュール作成</li> <li>・他自治体の情報収集</li> <li>・職員アンケートの実施</li> <li>・糸満市職員人材育成推進委員会設置要綱の見直し</li> <li>・糸満市職員人材育成推進委員会の開催</li> <li>・人材育成基本方針の改訂、庁内周知</li> <li>・改定後の方針に基づく研修計画の策定、庁内周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修計画に基づく研修の実施</li> </ul>			
	成果指標 (目標)	人材育成基本方針の改訂 1件 改定後の方針に基づく研修計画の策定 1件	職員研修履修率 (人材育成基本方針改定後に設定)	職員研修履修率 (人材育成基本方針改定後に設定)	職員研修履修率 (人材育成基本方針改定後に設定)	職員研修履修率 (人材育成基本方針改定後に設定)

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No1-6	<b>新規</b>					
基本方針	基本方針 1_組織・人材の質を高める（ヒト・時間）			取りまとめ課	情報政策課	
推進項目	04_業務の効率化			関係課	行政経営課、関係各課	
取組項目	行かない窓口の推進			関連計画	糸満市DX推進方針	
現状・課題	マイナビったりサービスや汎用型電子申請システム等が導入され、各種申請・届出など行政手続きのオンライン化を推進する環境は整備されているものの、全庁的な活用が進んでいないことが課題となっている。					
取組概要	24時間365日利用可能なオンライン申請ができる手続きを拡充することにより、市民の利便性向上を図るとともに、窓口業務や電話対応の業務時間削減など職員の業務効率化を目指す。併せて、市HPで各行政手続きのFAQの充実に向けて取り組む。					
計画P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課会議の開催</li> <li>オンライン申請の導入状況調査の実施・分析</li> <li>オンライン申請拡充の実施方針・スケジュール作成</li> <li>オンライン申請の拡充、各課の伴走支援</li> <li>市HPのFAQ整備状況調査</li> <li>市HPのFAQ整備</li> <li>効果測定（作業時間、電話件数の削減効果等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン申請の拡充、各課の伴走支援</li> <li>市HPのFAQ整備</li> <li>効果測定（作業時間、電話件数の削減効果等）</li> </ul>			
	成果指標 (目標)	行政手続きのオンライン化率 (R8年度調査結果等を踏まえ設定)	行政手続きのオンライン化率 (R8年度調査結果等を踏まえ設定)	行政手続きのオンライン化率 (R8年度調査結果等を踏まえ設定)	行政手続きのオンライン化率 (R8年度調査結果等を踏まえ設定)	行政手続きのオンライン化率 (R8年度調査結果等を踏まえ設定)
	オンライン申請の受付件数 (R8年度調査結果等を踏まえ設定)	オンライン申請の受付件数 (R8年度調査結果等を踏まえ設定)	オンライン申請の受付件数 (R8年度調査結果等を踏まえ設定)	オンライン申請の受付件数 (R8年度調査結果等を踏まえ設定)	オンライン申請の受付件数 (R8年度調査結果等を踏まえ設定)	

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No1-7		新規				
基本方針	基本方針 1_組織・人材の質を高める（ヒト・時間）	取りまとめ課	行政経営課			
推進項目	04_業務の効率化	関係課	市民課、教育総務課、学校教育課			
取組項目	窓口業務等の外部委託	関連計画	-			
現状・課題	市が直営で実施している業務のうち、特に人手を要する市民課の窓口業務や学校現場業務等について、会計年度任用職員等の労務管理に多大な事務負担が生じている。					
取組概要	市民課の窓口業務及び学校現場業務について、民間事業者への外部委託に向けて費用対効果等の検証を行う。					
計画 P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間委託の可能性調査（他自治体の事例、関係課・民間事業者ヒアリング等）</li> <li>・システム標準化の影響確認（市民課）</li> <li>・関係課会議</li> <li>・検討結果報告書の作成</li> <li>・公募資料(案)の作成</li> <li>・予算化に向けた庁内手続き（実施計画、予算要求等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募入札の実施</li> <li>・業務委託契約の締結</li> </ul>			
	成果指標 (目標)	検討結果報告書の作成 1件	業務委託契約の締結 2件			

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No1-8		新規				
基本方針		基本方針 1_組織・人材の質を高める（ヒト・時間）		取りまとめ課	行政経営課	
推進項目		04_業務の効率化		関係課	総務課、財政課	
取組項目		会議・庁内事前協議等の削減・効率化		関連計画	-	
現状・課題		会議は、資料作成・日程調整等の事前準備、会議後の議事録作成等も含め、業務時間の多くを占めることから、会議の改善・効率化に向けて検討を行う必要がある。また、定例で行っている会議や庁内ルールに基づく事前協議等についても、その必要性を検証のうえ、見直しに向けて検討を行う必要がある。				
取組概要		定例会議及び事前協議の必要性を検証し、廃止に向けて取り組む。また、会議の改善・効率化に向けて他自治体の事例等を参考に、ガイドラインを作成し、庁内周知を図る。				
計画 P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課ヒアリング</li> <li>定例会議、事前協議（指定管理、プロポーザル入札等）の見直し方針(案)の作成</li> <li>事務調整を経て見直し方針の決定、実行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他自治体の事例調査</li> <li>会議の改善に関するガイドラインの作成、庁内周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに関する職員アンケート調査（ガイドラインの認知度、実践度等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに関する職員アンケート調査（ガイドラインの認知度、実践度等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ガイドラインに関する職員アンケート調査（ガイドラインの認知度、実践度等）</li> </ul>
	成果指標 (目標)	会議等の見直し 3件	ガイドラインの作成 1件	ガイドラインの実践率 50%	ガイドラインの実践率 80%	ガイドラインの実践率 100%

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No2-1		新規				
基本方針	基本方針 2_公有財産の管理・活用の質を高める (モノ)	取りまとめ課	行政経営課			
推進項目	05_公共施設等マネジメントの推進	関係課	建設課、観光・スポーツ振興課			
取組項目	西崎運動公園等の魅力向上に向けたエリアマネジメント	関連計画	糸満市公共施設等総合管理計画			
現状・課題	現在、都市公園施設である西崎運動公園等の老朽化が進んでおり、独自事業やPRが十分ではなく、ポテンシャルも発揮できていない状況にある。また、同エリアにある西崎研修センターは令和3年4月1日から休館しており、再開の目途は立っていない。行政だけでこれらの課題を解決し、公園やエリア、まちの魅力を向上させることはできないため、官民連携を前提に今後の管理・運営の在り方を検討する必要がある。					
取組概要	令和7年度に実施したサウンディング型市場調査の結果等を踏まえ、事業手法を決定する。決定した事業手法に基づき、公募要項を作成、公表し、事業者の選定・協定締結を行う。					
計画 P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業手法の決定(R8.4)</li> <li>・公募要項の作成(R8.4)</li> <li>・公募情報公示(R8.4)</li> <li>・関係書類の受付(R8.6)</li> <li>・プレゼンテーション(R8.7)</li> <li>・事業者の選定(R8.7)</li> <li>・事業者との協定締結(R8.9)</li> <li>・事業開始(R9.4)</li> </ul>				
	成果指標 (目標)	事業者との協定締結 1件				

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No2-2	<b>新規</b>					
基本方針	基本方針 2_公有財産の管理・活用の質を高める (モノ)			取りまとめ課	行政経営課	
推進項目	05_公共施設等マネジメントの推進			関係課	教育総務課	
取組項目	公共施設等の維持管理手法の見直し			関連計画	糸満市公共施設等総合管理計画	
現状・課題	本市が維持管理している公共施設等の3割以上が築30年以上経過しており、公共施設等の安心・安全な利用環境を整備することは、大きな行政課題となっている。また、定期点検等で発見されて実施する修繕以外は、対症療法的な事後保全となっていることから、予防保全型の維持管理への転換が必要な状況となっている。					
取組概要	公共施設等の総延床面積の50%以上を占める学校施設について、糸満市公共施設等総合管理計画等に基づき、計画的な点検や修繕等による予防保全型の維持管理の実現に向けて、維持管理手法の見直しを行う。					
計画P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>現状の詳細把握・分析 (管理方法、学校施設の維持管理コスト等)</li> <li>他自治体の事例調査</li> <li>関係課ヒアリング</li> <li>維持管理手法見直し等の方向性の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者ヒアリング</li> <li>他自治体ヒアリング</li> <li>公募資料(素案)の作成</li> <li>予算化に向けた庁内手続き(実施計画、予算要求等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公募入札の実施</li> <li>業務委託契約の締結</li> <li>運用開始</li> </ul>		
	成果指標 (目標)	維持管理手法見直し等の方向性の決定 1件	公募資料(素案)の作成 1式	業務委託契約の締結 1件		

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No2-3		新規				
基本方針		基本方針 2_公有財産の管理・活用の質を高める (モノ)			取りまとめ課	行政経営課
推進項目		05_公共施設等マネジメントの推進			関係課	財政課、関係各課
取組項目		施設保有量の適正化 (複合化・機能転換・統廃合等)			関連計画	糸満市公共施設等総合管理計画
現状・課題		5年以内に予定されている公共施設等の新設・更新・大規模改修等により、多大な財政負担が生じる見込みであることから、その平準化が当面の課題となっている。また、適切かつ持続可能な公共施設等の維持管理の実現のため、将来的な施設保有量の適正化に向けて取り組む必要がある。				
取組概要		5年以内に見込まれている公共施設等の更新等に伴う一般財源負担を明確にし、財政負担の平準化・縮減に向けて取り組む。				
計画 P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設等の更新等に伴う一般財源負担の明確化</li> <li>関係課調整</li> <li>公共施設等の更新等に伴う一般財源負担の平準化・縮減及び施設保有量の適正化に関する取組方針の決定</li> <li>(方針に基づく取り組みの実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(方針に基づく取り組みの実施)</li> </ul>			
	成果指標 (目標)	取組方針の決定	一般財源負担の縮減額	一般財源負担の縮減額	一般財源負担の縮減額	一般財源負担の縮減額
		1件	(取組方針策定後に設定)	(取組方針策定後に設定)	(取組方針策定後に設定)	(取組方針策定後に設定)
	一般財源負担の縮減額					
	(取組方針策定後に設定)					

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No2-4		継続				
基本方針		基本方針 2_公有財産の管理・活用の質を高める (モノ)			取りまとめ課	財政課
推進項目		05_公共施設等マネジメントの推進			関係課	市民生活環境課、政策推進課
取組項目		公共施設等における光熱費の抑制			関連計画	糸満市公共施設等総合管理計画
現状・課題		市内小中学校へのクーラーの設置及びエネルギー資源の高騰等により、公共施設等の光熱費が年々増加していることから、光熱費の抑制に努める必要がある。(光熱水費決算額：R2_2.23億円、R6_3.30億円(1.07億円増)、うち電気料金：R2_1.72億円、R6_2.48億円(0.76億円増)、うちガス料金：R2_0.14億円、R6_0.37億円(0.23億円増))				
取組概要		公共施設等の照明LED化、電力供給契約の見直し等を行い、光熱費の抑制に取り組む。				
計画P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>電力供給契約の見直し</li> <li>太陽光パネルの設置_9施設</li> <li>公共施設等の現況調査(LED化、電力供給契約等の状況)</li> <li>光熱費抑制に関する取組方針、実施スケジュールの作成</li> <li>光熱費決算額の集計</li> <li>公共施設等の電気使用量の集計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明のLED化_5施設</li> <li>電力供給契約の見直し</li> <li>太陽光パネルの設置_7施設</li> <li>他自治体の取り組みに関する情報収集・分析</li> <li>新たな光熱費抑制手法の検討</li> <li>光熱費決算額の集計</li> <li>公共施設等の電気使用量の集計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明のLED化_2施設</li> <li>電力供給契約の見直し</li> <li>太陽光パネルの設置_8施設</li> <li>他自治体の取り組みに関する情報収集・分析</li> <li>新たな光熱費抑制手法の検討</li> <li>光熱費決算額の集計</li> <li>公共施設等の電気使用量の集計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>照明のLED化_2施設</li> <li>電力供給契約の見直し</li> <li>他自治体の取り組みに関する情報収集・分析</li> <li>新たな光熱費抑制手法の検討</li> <li>光熱費決算額の集計</li> <li>公共施設等の電気使用量の集計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電力供給契約の見直し</li> <li>他自治体の取り組みに関する情報収集・分析</li> <li>新たな光熱費抑制手法の検討</li> <li>光熱費決算額の集計</li> <li>公共施設等の電気使用量の集計</li> </ul>
	成果指標 (目標)	電気使用量の抑制	電気使用量の抑制	電気使用量の抑制	電気使用量の抑制	電気使用量の抑制
		前年度電気使用量以下	前年度電気使用量以下	前年度電気使用量以下	前年度電気使用量以下	前年度電気使用量以下
成果指標 (目標)	光熱費の抑制	光熱費の抑制	光熱費の抑制	光熱費の抑制	光熱費の抑制	
	前年度光熱費以下	前年度光熱費以下	前年度光熱費以下	前年度光熱費以下	前年度光熱費以下	

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No3-1		継続				
基本方針		基本方針 3_財政運営の質を高める (カネ)		取りまとめ課	財政課	
推進項目		06_歳入の確保及び歳出の適正化		関係課	関係各課	
取組項目		使用料・手数料の見直し		関連計画	財政計画	
現状・課題		令和6年度決算時点の経常収支比率は94.1%だが、固定経費化されている政策的経費等を含めると経常収支が赤字となる懸念があることから、歳入の確保は喫緊の課題となっている。そのため、市の取り組み等により増収余地のある使用料・手数料（令和6年度決算額はそれぞれ1.12億円）について見直しを行う必要がある。				
取組概要		県内10市等と比較のうえ、使用料・手数料の再点検及び見直しの検討を行い、料金設定の適正化を図る。				
計画P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>他自治体の状況調査</li> <li>使用料・手数料見直しリスト、見直しスケジュールの作成</li> <li>各課の取組状況の管理</li> <li>使用料・手数料見直しによる効果額の算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他自治体の状況調査</li> <li>各課の取組状況の管理</li> <li>使用料・手数料見直しによる効果額の算出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>他自治体の状況調査</li> <li>各課の取組状況の管理</li> <li>使用料・手数料見直しによる効果額の算出</li> </ul>		
	成果指標 (目標)	使用料・手数料の見直し 実施	使用料・手数料の見直し 実施	使用料・手数料の見直し 実施		

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No3-2	継続					
基本方針	基本方針 3_財政運営の質を高める (カネ)			取りまとめ課	税務課	
推進項目	06_歳入の確保及び歳出の適正化			関係課		
取組項目	市税収納率向上に向けた取組推進			関連計画	財政計画	
現状・課題	市税収納率は年々上昇しているものの、令和6年度実績は96.2% (現年課税分98.7%(調定済額6,621,895千円)、滞納繰越分32.6%(調定済額257,835千円))と県内11市中10位、県内41市町村中32位と低位に位置している。また、財産差押、公売手続き等の滞納処分のほか、徴収の執行停止等の事務が定型化されていないことも課題となっている。					
取組概要	現年課税分の収納率を令和6年度比で1ポイント上昇させることにより、66,218千円 (留保財源ベースで16,554千円) ほどの税収効果が見込まれることから、滞納処分に係る事務を定型化し徴収業務の効率化を図り、早期に滞納整理を実施すること等により、現年課税分の収納率を99.7%まで引き上げる。併せて、滞納分の圧縮に向けて <b>新たな債権の差押や不動産公売等</b> に取り組むことにより、令和12年度決算時点の市税収納率を <b>99.0%</b> まで引き上げる。					
計画P		R8	R9	R10	R11	R12
	取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>先進自治体の事例調査</li> <li>滞納処分に係る事務の定型化 (マニュアル化)</li> <li>早期の滞納整理の実施</li> </ul> ①給与差押等 216件 ②家賃・その他 12件 ③不動産差押 12件 ④参加差押等 24件	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期の滞納整理の実施</li> </ul> ①給与差押等 288件 ②家賃・その他 12件 ③不動産差押 12件 ④参加差押等 24件	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期の滞納整理の実施</li> </ul> ①給与差押等 360件 ②家賃・その他 12件 ③不動産差押 12件 ④参加差押等 24件	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期の滞納整理の実施</li> </ul> ①給与差押等 432件 ②家賃・その他 12件 ③不動産差押 12件 ④参加差押等 24件	<ul style="list-style-type: none"> <li>早期の滞納整理の実施</li> </ul> ①給与差押等 504件 ②家賃・その他 12件 ③不動産差押 12件 ④参加差押等 24件
	成果指標 (目標)	市税収納率 (カッコ内は現年課税分) 97.3% (98.9%)	市税収納率 (カッコ内は現年課税分) 98.0% (99.1%)	市税収納率 (カッコ内は現年課税分) 98.5% (99.3%)	市税収納率 (カッコ内は現年課税分) 98.8% (99.5%)	市税収納率 (カッコ内は現年課税分) 99.0% (99.7%)

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No3-3		継続				
基本方針		基本方針3_財政運営の質を高める(カネ)			取りまとめ課	行政経営課
推進項目		06_歳入の確保及び歳出の適正化			関係課	
取組項目		ふるさと応援寄附金増加に向けた取組推進			関連計画	財政計画
現状・課題		市の取り組みにより増収余地のある歳入(市税、使用料・手数料、財産収入、ふるさと応援寄附金等)のうち、特に取組効果の高いふるさと応援寄附金の増加に向けて取り組み、財政基盤の充実を図る必要がある。				
取組概要		魅力ある返礼品の開発や返戻品の魅力を発信するためのプロモーション事業を展開する。				
計画P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>返礼品の新規開発_5件</li> <li>プロモーション事業の展開</li> <li>ふるさと応援寄附一括代行業者の公募</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>返礼品の新規開発_5件</li> <li>プロモーション事業の展開</li> </ul>			
		ふるさと応援寄附一括代行業者の選定	ふるさと応援寄附金	ふるさと応援寄附金	ふるさと応援寄附金	ふるさと応援寄附金
	1件	10.5億円	11億円	11.5億円	12億円	
成果指標(目標)	ふるさと応援寄附金					
10億円						

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No3-4		継続				
基本方針		基本方針 3_財政運営の質を高める（カネ）		取りまとめ課	行政経営課	
推進項目		06_歳入の確保及び歳出の適正化		関係課	財政課、関係各課	
取組項目		自動販売機設置における入札制度の導入		関連計画	財政計画	
現状・課題		公共施設等において自動販売機の設置を行う場合、設置事業者に対し行政財産の使用許可（地方自治法第238条の4第7号）等を行い、糸満市行政財産使用料条例等に基づき使用料を算定し徴収を行っているが、自動販売機の設置場所によっては、収益に対し使用料が低廉となっている等の課題がある。				
取組概要		行政財産の貸し付け（地方自治法第238条の4第2項第4号）に関する事務取扱要領に基づき、自動販売機設置事業者を一般競争入札等で選定することにより、歳入の増加を図る。また、各所管課がスムーズに入札を実施できるようサポートを行う。				
計画 P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>入札の実施_87台（都市公園設置分）</li> <li>入札による効果額の把握</li> <li>財政課（契約管財係）への事務移管</li> </ul>				
	成果指標 (目標)	入札実施率				
		100%				

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No3-5						
基本方針		基本方針 3_財政運営の質を高める (カネ)			取りまとめ課	財政課
推進項目		06_歳入の確保及び歳出の適正化			関係課	行政経営課
取組項目		主要基金への計画的な積立の実施			関連計画	財政計画
現状・課題		令和5年度以降、人件費及び扶助費など義務的経費の増大等に対応するため基金を大きく取り崩しており、基金残高の減少が顕著となっていることから、将来にわたり持続可能な財政運営を行うため、主要基金（財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金）への計画的な積立を行う必要がある。				
取組概要		主要基金への計画的な積立を実施するため、財政計画において主要基金への積立目標等を設定し、当該計画に基づいた基金の管理を行う。				
計画P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政計画の見直し（財政推計、歳入の増加目標・歳出の削減目標・主要基金への積立目標の設定等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政計画の見直し（財政推計、歳入の増加目標・歳出の削減目標・主要基金への積立目標の設定等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政計画の見直し（財政推計、歳入の増加目標・歳出の削減目標・主要基金への積立目標の設定等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政計画の見直し（財政推計、歳入の増加目標・歳出の削減目標・主要基金への積立目標の設定等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政計画の見直し（財政推計、歳入の増加目標・歳出の削減目標・主要基金への積立目標の設定等）</li> </ul>
	成果指標 (目標)	主要基金の積立 財調▲0.4億円,減債▲2.5億円,公共▲3.0億円	主要基金の積立 財調2.0億円,減債0.5億円	主要基金の積立 財調2.0億円,減債0.5億円,公共2.7億円	主要基金の積立 財調2.0億円,減債0.5億円,公共2.7億円	主要基金の積立 財調2.0億円,減債0.5億円,公共2.7億円

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No3-6		新規				
基本方針		基本方針 3_財政運営の質を高める (カネ)			取りまとめ課	財政課
推進項目		06_歳入の確保及び歳出の適正化			関係課	行政経営課
取組項目		財政計画に基づく歳出の適正化			関連計画	財政計画
現状・課題		財政計画で定めた歳出削減目標等に基づく歳出の適正化に取り組み、財政収支を改善する必要がある。				
取組概要		(財政計画等の内容を踏まえ令和8年度に調査検討し設定)				
計画 P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		(財政計画等の内容を踏まえ令和8年度に調査検討し設定)	(財政計画等の内容を踏まえ令和8年度に調査検討し設定)	(財政計画等の内容を踏まえ令和8年度に調査検討し設定)	(財政計画等の内容を踏まえ令和8年度に調査検討し設定)	(財政計画等の内容を踏まえ令和8年度に調査検討し設定)
	成果指標 (目標)	(令和8年度に設定)	(令和8年度に設定)	(令和8年度に設定)	(令和8年度に設定)	(令和8年度に設定)

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No4-1		新規				
基本方針		基本方針4_情報発信・活用の質を高める(情報)		取りまとめ課	行政経営課	
推進項目		08_広報広聴の多様な展開とシステムづくり		関係課	政策推進課、関係各課	
取組項目		各種行政計画、統計情報等をHP上で集約・公開		関連計画	-	
現状・課題		現在、各行政計画はそれぞれ所管課のホームページで公開されているが、公開ページが分散しているため、市の行政計画の全体像が把握しづらく、アクセシビリティが低いケースも見受けられる。また、公開している統計情報に関するページも同様であることから、それぞれ改善が必要な状況となっている。				
取組概要		行政計画及び統計情報のデータを収集し、当該データを一覧的に整理したホームページを作成し、公開する。				
計画P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>各行政計画データの収集</li> <li>各統計データの収集</li> <li>行政計画の集約ページの作成、公開、周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各統計データの収集</li> <li>統計情報の集約ページの作成、公開、周知</li> </ul>			
	成果指標 (目標)	行政計画の集約ページの公開 1件	統計情報の集約ページの公開 1件			

# 4. 具体的な取組内容

## (2) 実行計画

No4-2		新規				
基本方針		基本方針 4_情報発信・活用の質を高める（情報）		取りまとめ課	行政経営課	
推進項目		08_広報広聴の多様な展開とシステムづくり		関係課	市民生活環境課、秘書防災課、関係各課	
取組項目		市民意見等の一元的なデータ管理及び施策・事務事業立案への活用		関連計画	-	
現状・課題		現在、市民ニーズの収集機能が各課に分散しており、同様の要望等があっても過去の対応状況について各課で把握しづらい状況となっている。また、地域懇談会等は各課に多大な業務負担が生じることから、効率的に市民ニーズを収集して一元的に管理し、施策立案等に活用する仕組みを構築する必要がある。				
取組概要		効率的に市民ニーズを収集して一元的に管理し、施策立案等に活用する仕組みの構築に向けて取り組む。				
計画 P	取組内容	R8	R9	R10	R11	R12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係課ヒアリング</li> <li>他自治体の状況調査</li> <li>市民ニーズの収集・管理・各課共有・活用等のスキーム(案)の作成</li> <li>取組スケジュールの作成</li> <li>管理データベース(たたき台)の作成</li> </ul>	・（取組スケジュールの作成後に設定）	・（取組スケジュールの作成後に設定）	・（取組スケジュールの作成後に設定）	・（取組スケジュールの作成後に設定）
	成果指標 (目標)	スキーム(案)の作成 1件	（取組スケジュールの作成後に設定）	（取組スケジュールの作成後に設定）	（取組スケジュールの作成後に設定）	（取組スケジュールの作成後に設定）



発行日 令和8年3月

編集・発行 企画部 行政経営課（行政経営係）  
〒901-0392  
沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地  
電話：098-840-8193  
FAX：098-840-8157